令和５年　第３回松田町議会定例会　会議録　（第１日目）

令和５年８月２２日　午前９時００分　開議

１．出席議員　１１人

──	──────	２　番	古　谷　星工人	３　番	内　田　　晃
４　番	平　野　由里子	５　番	田　代　　実	６　番	井　上　栄　一
７　番	南　雲　まさ子	８　番	中　野　　博	９　番	飯　田　　一
１０番	齋　藤　　永	１１番	寺　嶋　　正	１２番	大　舘　秀　孝

２．欠席議員　　１人

１　番	唐　澤　一　代

３．説明のための出席者　１６人

町　　　長	本　山　博　幸	副　町　長	田　代　浩　一
教　育　長	浄　泉　和　幸	会計管理者 兼出納室長	中津川　文　子
参事兼政策推進課長	鈴　木　英　幸	総　務　課　長	早　野　政　弘
安全防災担当室長	鎌　田　将　次	税　務　課　長	山　岸　裕　子
町　民　課　長	川　本　博　孝	福　祉　課　長	宮　根　正　行
子育て健康課長	渋　谷　昌　弘	観光経済課長	遠　藤　洋　一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳　澤　一　郎	環境上下水道課長	渋　谷　好　人
教　育　課　長	椎　野　晃　一	代表監査委員	鍵和田　毅　志

４．出席した議会事務局書記　２人

事　務　局　長	石　井　友　子	書　　　記	島　　秀　明

５．議事日程

日程第　１	会議録署名議員の指名について	
日程第　２	会期の決定について	
日程第　３	町長の行政報告	
日程第　４	議長の諸般報告	
日程第　５	一般質問	
追加日程第１	議会運営委員会報告	
追加日程第２	議案第 38 号	松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について
日程第　６	議案第 30 号	松田町税条例の一部を改正する条例
日程第　７	議案第 31 号	松田町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第　８	議案第 32 号	工事請負契約の締結について（令和５年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）
日程第　９	議案第 33 号	令和５年度松田町一般会計補正予算（第３号）
日程第１０	議案第 34 号	令和５年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１１	議案第 35 号	令和５年度松田町上水道事業会計補正予算（第１号）
日程第１２	議案第 36 号	令和５年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１３	議案第 37 号	令和５年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１４	認定第　１　号	令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第１５	認定第　２　号	令和４年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１６	議案第　３　号	令和４年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１７	議案第　４　号	令和４年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
日程第１８	議案第　５　号	令和４年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第１９	議案第　６　号	令和４年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２０　議案第　７　号　令和４年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２１　議案第　８　号　令和４年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第２２　議案第　９　号　令和４年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

６．議会の状況

議　　　　　長　　皆さんおはようございます。立秋から半月が過ぎようとしておりますが、日々の暑さは解消されず、熱中症警戒アラートが毎日のように発令されておりますが、議員各位におかれましてはますます御健勝のこととお喜び申し上げます

さて、去る８月15日、松田町告示第71号により令和５年第３回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

なお、ＩＣＴを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可しておりますので御理解ください。

今定例会中はクールビズを実施しております。適宜各自の判断で上着の着脱をして結構です。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり ）

配付漏れなしと認めます。

なお、政策推進課より、監査委員の審査報告の際の写真撮影の申出があり、許可をいたしておりますので御承知おきください。

報告いたします。唐澤議員より体調不良のため欠席の連絡がありましたので

報告します。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和５年第３回松田町議会定例会の開会を宣します。

それでは直ちに本日の会議を開きます。（９時00分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議　　　　　長　日程第１「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。２番　古谷星工人君、３番　内田晃君の両名にお願いします。

議　　　　　長　日程第２「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る８月17日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長平野由里子君。

議会運営委員長　皆様おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和５年第３回松田町議会定例会の招集に当たり、８月17日午前９時より役場４階大会議室におきまして、委員６名中５名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日８月22日から８月24日までの３日間とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。本会議１日目の８月22日は、日程第１「会議録署名議員の指名について」から、日程第５「一般質問」までを行った後に休憩を取り、議会全員協議会を開催します。内容は議案に関係する案件などの説明をしていただき、その後、議員だけの協議を行います。

終了後に本会議日程第６「議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例」から日程13「議案第37号令和５年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」までを行います。即決でお願いいたします。その後、日程第14「認定第１号令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第22「認定第９号令和４年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括上程し、代表監査委員に審査報告をしていただきます。そ

の後、一般会計歳入歳出決算の細部説明を担当課長からしていただき、質疑まで行います。本日質疑まで終わらない場合、明日23日に引き続き質疑までを行い、一般会計決算審査特別委員会を設置し付託いたしますので、詳細質問は特別委員会にてお願いします。また、議長におかれましてはオブザーバーとして、特別委員会へ出席していただきます。

23日は決算に伴う主要工事箇所現地視察を行い、その後一般会計審査特別委員会を開催いたします。係長職以上の職員に出席していただき審査をいたしますので、よろしくお願いします。

24日は、まだ終わっていなければ引き続き一般会計決算審査特別委員会を開催し、終了後議会全員協議会を開催し、22日の議会全員協議会の残りを行います。終了後に本会議、一般会計決算審査特別委員会に付託する認定第１号の特別委員会報告をして、質疑、討論、採決をそれぞれ行います。続いて日程第15「認定第２号令和４年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」から日程第22「認定第９号令和４年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」までの審議を順次行います。その後、日程第23「報告第４号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」から日程第27「議員派遣」を行い閉会の予定です。

なお、本会議は定例会でありますので、会期中に追加議案などが提出された場合は御審議をよろしくお願いいたします。

また、陳情につきましては４件の提出があり、机上配付となりましたので御覧ください。

以上で委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明等をお許し願いたいと思います。

議　　　　　長　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、令和５年第３回松田町議会定例会の会期は、

本日８月22日から８月24日までの３日間と決定いたしました。

議　　　　　長　　日程第３「町長の行政報告」に入ります。

町　　　　　長　　皆さん、おはようございます。本日より３日間、令和５年第３回議会定例会、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

昨日まで５日連続で熱中症警戒アラートが発令されている状況ですけども、まだまだ暑さが続きそうな気配がいたします今日この頃ですが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと、心からお喜びを申し上げます。

初めに、８月８日に発生いたしました台風７号については、15日に紀伊半島に上陸し、鳥取などに甚大な被害を与え、松田町には15日の午前１時34分に大雨警報が発令されたので、安全防災担当室の職員を中心に一晩中警戒に当たるなどの対応をいたしました。本町において、幸いにも今回の台風による被害はありませんでしたが、台風の影響により被害に遭われた方々に対しお見舞いを申し上げる次第でございます。異常気象による水害、土砂災害などの災害対策については、今後も緊張感を持った早めの対応を行い、町民の皆様におかれましては、自らの地域と体の安全を自らが守るという意識を高めていただき、多様な主体が協働して減災活動に取り組むよう周知してまいりたいというふうに考えております。

さて、去る８月15日に令和５年第３回松田町議会定例会招集告示をいたしましたところ、議員の各位におかれましては公私にわたり大変御多用の中、議員多数の御出席を頂き、ここに本定例会が開催できますことを、まずもって御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それでは行政報告について日を追って詳細に報告させていただくところでございますが、先にお配りさせていただいている公務報告書にて割愛させていただき、主な行事などについて御報告をさせていただきますことを御了承願います。

初めに要望関係になります。７月18日と20日、21日の３日間において開催されました神奈川県議会各政党県議団、並びに各会派の皆様方に対し、限られた時間内での要望として継続案件５つ、新規要望１つを要望いたしました。継続

要望といたしましては、１つ目に、新松田駅周辺整備基本構想・基本計画の実現に向けた支援として、駅周辺整備に伴う多様な支援と同時に、県道711号御殿場線アンダー部の改良事業の早期の実現。２つ目に、県西地域活性化プロジェクトにおけるさらなる定住人口増加策について、移住・定住の促進をするため、県西地域への企業誘致並びに起業につながる仕組づくりや、観光客の増加を図るための新たな観光資源の開発支援。３つ目に、ヤマビルや有害鳥獣対策として、地域住民の生活や観光客への被害が毎年増大する中、ヤマビル対策部会の設置、有害獣の確保・保護に伴う先進的な対策の情報共有、生活環境整備等に係る継続的な財政支援。４つ目に、令和８年度に計画期限を迎える、県独自の施策であります水源環境保全・再生施策大綱の計画期間の延長、及び森林環境譲与税の活用として、県内都市部との木材有効活用マッチング体制の構築。５つ目に、足柄上病院の産科に係る医療体制の確保といたしまして、産科や小児科などの医療体制の充実並びに足柄上地域での分娩可能医療機関数の増加、医療ニーズに対応した産科の再開が可能となる体制や整備についてでございます。

新規要望については、富士山噴火対策の充実強化といたしまして、平成24年に神奈川県において締結いたしました、災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に係る協定を活用、見直しを行うなど、県の主導による避難先の調整及び広域避難に係る支援体制の構築など、早急な対応について要望をさせていただきました。

また、本年度より、神奈川県町村会の政務担当役員を拝命したため、県町村会の代表といたしまして、牧島衆議院議員をはじめ、県内の国会議員への国政要望も行いました。引き続き、国・県に対し町民の生命と財産を守り、豊かで安心した暮らしに必要な要望を行いましたので、実行していただくよう継続的に働きかけてまいります。

それでは諸事業について、概略ですが御報告をさせていただきます。

初めに、７月23日及び30日、足柄上郡５町による第72回足柄上郡総合体育大会が行われ、10種目に参加し、松田町は総合３位でございました。これも町スポ

ーツ協会の皆様方の御尽力はもとより、参加された選手の日頃の練習や努力の、またさらには関係する全ての方々の協働連携協力によるものと考えております。今後も運動やスポーツ、また社会参加を行う方々が増えることで、世代間交流や健康寿命の延伸につながることを期待しているところでもございます。

続きまして、昨年度に引き続き７月25日から８月24日までの15日間、夏休みを利用いたしまして、小・中学生を対象とし豊かな学びを支援する「寺子屋まつだ」を開催しております。本年度は本町が力を入れております英検の受検対策講座と１学期の復習、子供たち自身で昼食を作る子供キッチンを開催し、これまで約、延べ300人ほどのお子さんたちが参加をしていただいております。また、８月５日の「こども夏フェス」では、中学生の寺子屋ＯＢも参加し、生涯学習センターの青空広場や大ホール、ホワイエなどで、昔なつかし縁日体験や様々なイベントを開催し、大ホールにおいてはボルダリング体験を行い、約250名の参加者が楽しんでいただきました。今後も子供たちが主体的に活動をする取組を継続してまいります。

続きまして８月６日の広島、８月９日における長崎での原爆犠牲者の慰霊と核兵器廃絶、世界の恒久平和の願いを込めて、７月18日から７月25日までの間、地域サロンまつだや役場庁舎、生涯学習センターなどにおいて、町民の皆様からの御協力頂き、約4,000羽の折り鶴が集まり、７月31日に広島、長崎にお送りいたしました。本年度も御協力頂いた皆様方には厚く御礼を申し上げます。今後も平和教育につながる取組を継続するとともに、さきの大戦により尊い命を亡くされた御霊に対し心から御冥福をお祈り申し上げます。

続いて、今後の予定についてもお伝えいたします。足柄上地域の自治体代表選手による第42回自転車の安全な乗り方足柄上地区大会が、４年ぶりに８月24日に開催されます。当町からは２チームがエントリーし、松田小学校４年生、５年生、８名が参加を予定しております。歴史のバトンを引き継いでくれた児童の皆様にエールを送るとともに、感謝を申し上げます。

続きまして、８月26日には酒匂川町民親水広場を会場に４年ぶりに開催される第43回まつだ観光まつりと、恒例の第22回あしがら花火大会の開催を予定し

ております。本年度の大名行列等のパレードにつきましては、演技される方々などの熱中症及び体調管理を配慮して、産業まつりの開催に合わせて演技披露をさせていただくことになりましたが、夏と言えばということで、松田音頭を中心に大盆踊りを開催することとなっております。そして、フィナーレを飾るあしがら花火大会は８時から、足柄・松田の夏、そして今年の夏休みの最後を飾る花火約1,000発を多くの方々に楽しんでいただく予定となっております。今年も実行委員会や町観光協会、また花火を合同で打ち上げている開成町や、花火に御協賛くださった方々、観光まつりの裏方として汗を流していただいた多くの関係者の皆様方に感謝を申し上げます。

続いて９月３日には、令和５年度の防災訓練を全町民を対象に、神奈川シェイクアウト訓練、各自治会・防災会ごとに避難経路確認や初期消火訓練、安否確認や情報伝達訓練など、小田原市消防本部にも御協力を頂き実施をいたします。町消防団におきましては、各自主防災会での訓練指導を実施し、町職員については地震に伴う実動訓練といたしまして、道路・橋梁等の重要施設の被害状況確認訓練、松田小学校及び寄小学校避難所開設運営訓練、耐震性貯留槽を使った給水所訓練などを実施いたします。今回の防災訓練において気づいた課題やその対応方法については、検証結果に基づき対策並びに準備を整えてまいります。

続いて９月16日、生涯学習センター大ホールにおいて、９月15日までに70歳以上を迎える予定の3,031名の方を対象に、長寿のお祝いといたしまして令和５年度松田町敬老会を開催いたします。町内の100歳以上の方は12名、最高齢の方は105歳となっており、当日５名の方へ花束と敬老祝い品をお渡しする予定でございます。今年の余興では、町内団体の皆様方の合唱や舞踊に加えて、松田中学校吹奏楽部による演奏が行われます。引き続き笑顔あふれる幸せなまち松田を目指して、高齢者も生きがいを持って日常的に交流できる居場所づくりなどに取り組んでまいります。

それでは、本定例会に付議いたしました案件を述べさせていただきます。

議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例につきましては、令和５年度

税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、松田町税条例の一部を改正したいので提案するものでございます。

議案第31号松田町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、電子署名に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードに加え、利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンを使用して、コンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

議案第32号工事請負契約の締結について、令和５年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事については、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会に提案するものでございます。

議案第33号令和５年度松田町一般会計補正予算（第３号）については、地方交付税の増額や、前年度繰越金等の確定に伴い補正するものでございます。

議案第34号令和５年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）については、県補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金と、同補助金に係る備品購入費の増額や、前年度繰越金の確定に伴い補正をするものでございます。

議案第35号令和５年度松田町上水道事業会計補正予算（第１号）については、宮下水源改修工事に係る財源補正などに伴い補正するものでございます。

議案第36号令和５年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）については、前年度繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

議案第37号令和５年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、介護給付費繰越金等の減額や、前年度繰越金の確定に伴い補正するものでございます。

続きまして、認定第１号から認定第９号まででございます。令和４年度一般会計と、７特別会計、また上水道事業会計の決算の認定等をお願いしているほか、そのほか報告案件といたしまして、健全化判断比率及び資金不足比率の報

告、令和４年度松田町一般会計継続費精算報告、有限会社みやまの里の経営状況について報告案件が３件ございます。

また、本定例会中におきまして追加議案を予定をしております。松田町水道事業給水条例等の一部改正については、消費税法の改正による適格請求書等保存方式、インボイス方式の導入により、水道事業、寄簡易水道事業及び下水道事業の使用料の算定方式を改める必要が生じたことから所要の改正をしたいので、本定例会に追加議案として一括提案させていただきます。

以上、提案させていただく各案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上が行政報告となります。よろしくお願いいたします。

議　　　　長　町長の行政報告を終わります。

議　　　　長　日程第４「議長の諸般報告」に入ります。

この報告は、令和５年第２回議会定例会最終日より本定例会までの報告事項について印刷をし、皆様のお手元に配付しておりますが、その報告書をもって報告に代えさせていただきたいと思いますが、そのように取り扱って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。以上で議長の諸般報告を終わります。

一般質問に入る前に、事務局は録画の準備をしてください。

議　　　　長　日程第５「一般質問」に入ります。

一般質問は通告順に行います。受付番号第１号、井上栄一君の一般質問を許します。登壇願います。

６　番　井　上　それでは、議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。受付番号第１号、質問議員、第６番　井上栄一。件名、新松田駅周辺整備事業の町民説明について。

要旨。１、６月27日に実施しました新松田自治会と議会との意見交換会において、参加者から、新松田駅周辺整備事業について地権者等検討会に対しては

様々な説明を行っているが、地元や近隣に対して町は説明会等を実施していないという意見が出ました。町は地元自治会や近隣住民、また町民全体に対し、町政史上最大の事業である新松田駅周辺整備事業を説明し、理解を得なければなりません。いつこれらの説明会、「等」が抜けておりました。説明会等を実施されるのか伺います。よろしくお願いします。

町　　　　　　長　それでは井上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

駅周辺整備の事業については大きく分けて、再開発事業、駅前広場、南北自由通路の３つの事業になります。

まず再開発事業については、本年５月に設立されました新松田駅北口地区市街地再開発準備組合の設立後、現在４回にわたって理事会が開催されまして、事業計画の具体化に向けて慎重に審議を重ねていただいているというような状況でございます。町民の皆様に向けた事業説明等の機会については、今後の慎重なる協議の状況を踏まえて、再開発事業の特性から、公表可能な内容や時期について様々な権利をお持ちである準備組合の皆様方と協議を行った上、適時適切に行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、駅前広場や自由通路の整備につきましては、町は公共施設を管理する立場といたしまして、再開発と並行して事業に取り組んでいるところでもございます。駅前広場については、都市計画決定に向け神奈川県との協議調整を、また県警本部との交通協議を行っており、自由通路についても事業手法、整備手法や設置位置などについて、鉄道事業者と協議を進めているところでもございます。

詳細につきましては、既に御提示させていただいておりますスケジュール案のとおり、都市計画決定の手続を来年度に行う目標を掲げておりますので、町民の皆様方等の説明については再開発事業と併せて、進捗に応じた内容について、令和６年３月頃には町民の皆様方にお示しできるものと考えておるところでございます。以上です。

６　番　井　　上　それではですね、再質問をさせていただきます。

まず最初にですね、今の回答の中でですね、再開発事業は準備組合と協議の

後、町民への事業説明を行うという回答がございましたが、再開発事業等のスケジュールの中ではですね、この秋にディベロッパーを決定をしようとするタイミングだということで承知をしています。松田町のですね、まちづくり構想、都市計画構想ということをですね、やはりここでディベロッパーが決まるというタイミングの中、このディベロッパーの決定というのは準備組合の作業だというふうな捉え方をされておりますが、やはりここはですね、町が主体となって新松田駅周辺整備事業の基本構想、基本計画を策定をされているということからもですね、このまちづくり構想、都市計画構想をですね、まず町民に説明を行い、町民がどのような意見を持っているかということを伺うことが必要かと私は思います。町長の見解をお願いをいたします。

町　　　　　　長　おっしゃるのはもうごもっともな話だというふうに私も思ってはいます。この再開発事業について、今現在準備組合を立ち上げてまで進めているというふうなことであるのは、もうずっと御承知のことだと思いますけども、そもそも何でじゃあ準備組合をやらなきゃいけないかというのは、やはりこの地権者の方々の御理解を頂きながら、やはり地権者の方々が主導的に、主体的にやっていただくということを必要としたということもあって、再開発事業ということを今、進めているところというふうに認識をしてます。それを町が、我々がですね、主体的にやるということなので、手法がまだ変わってくるということもありますけども、我々はもう本当に地域の方々の御理解がなくして、この事業が進められないというふうな認識の下に、これまで積み重ねてきたところでございますので、やはりディベロッパーを決めるということの決定権は、やはり再開発組合のほうにあって、我々の立場としてはそこの再開発の中での床を持つのか、何かを持つというふうな形になったときに、そのディベロッパーさんたちが入りやすいような状況をつくっていくのが町の役割だというふうに思っております。

　ですので、今の現時点ではですね、準備組合さんというものが正式に立ち上がって、慎重に協議をされているところでもございますので、今の御質問の町民に対する話というのは重々承知をしてますけども、きちっと話しながらやっ

ていく立場ではなかろうかと。なので、その再開発組合の皆さん方から御了解頂いた内容とか、例えば今回こういった質問がありましたということで、町民の方々のことに必要だというふうな話があったので、いかがでしょうかというふうな流れの中で、再開発準備組合の方から御了解頂いた内容については、適宜、順次必要に応じてお話をしますし、こういった機会を通じていつも御質問頂いてますから、こういったことの中で町民の方々が興味を示して知っていただいてることもあろうかというふうに感じております。いずれにしましても、町民の方々が知りたい情報だというのは承知してますので、必要なタイミングでそれは流していきたいというふうに考えてます。以上です。

６　番　井　　上　　はい、ありがとうございます。新松田自治会とのですね、意見交換会、６月27日に実施をされましたが、そのときですね、やはり住民の方の思いというものは、新松田駅周辺整備事業に期待をするということは、何を期待するのかというとですね、やはり計画区域内にある方は、やはり自分のそれぞれの権利とかですね、今後の将来的なものというのがありますけれども、新松田の自治会は計画区域外もたくさんの方がお住まいなんですね。そうしますと、やはり期待するところは安全・安心なですね、駅周辺での生活をできること、また通行がですね、できることをですね、期待をしているかと思います。もちろん町のほうは十分な調査を行っているので、現在のですね、夕刻の、夕方のですね、駅送迎の自家用車とかバスによるですね、さらに雨天時はかなりひどい駅周辺の渋滞状況というのは、当然ですね、御存じだというふうに町のほうも理解をされてると思いますが、やはりこれはそこの地域のですね、住民の方については、本当に大変な問題だということです。

新松田駅周辺整備事業のですね、基本計画等によれば、12メーターの幅員の道路ができるということですけれども、それはやはり計画区域までだというふうに私は理解しています。例えば計画区域よりですね、西側、富士急の操車場よりですね、西側、小学校までの町道は現状のままだというふうな事業内容ではないかというふうに思いますが、こういった内容をですね、知っていれば、住民の新松田自治会とかですね、あと宮前、その隣のですね、自治会等では、

駅周辺の混雑状況は、じゃあ新松田駅周辺整備事業で改善をされるのかどうなるのかというのがですね、住民の考え方ではないかなというふうに思います。議会との意見交換会の中でもですね、そういう意見が出されています。やはりこれをですね、再開発事業が始まって、じゃあもうディベロッパーが決まってからですね、こうなりましたということではなく、やはりその事前にですね、町民に対して説明をし、町民の意見、希望等を取り入れるというのがですね、やはり町政の一つの役割ではないかと思いますが、担当者のほうからあれば担当者のお考え方、町長…全体に対してはですね、町長の答弁をお願いをいたします。

まちづくり課長　担当からというお話を頂きましたので、私のほうからお話を１点させていただきます。道路の関係のお話になろうかと思います。こちらは町道３号線、今現在駅前を通って小学校のほうに向かう部分で行きますと、おっしゃっていただいたように再開発の予定している区域以外の西側のほうですね。こちらのほうが、じゃあ、再開発事業では当然ございませんが、この駅前の形、その道路の線型…線型は変わらないですね、その幅員的なもの、一応計画を予定しているものはありますが、これからこれが具体化する中でそこの接続をですね、どう考えていくかというのは非常に大きい問題だとは考えてございます。つきましては、先ほど町長から答弁を頂きましたけども、全体的な絵形が見えてきそうなそのタイミングというのは３月ということでの御答弁をさせていただいておりますが、これ以外にもですね、今現在の再開発事業の進捗ですとか仕組みですとか、プラスして近隣であられます自治会さんにおかれましては、生活環境に密接する道路に関する御意見、こういったこともしっかりお伺いした中で進めていきたいとは考えております。まだじゃあその先を、じゃあ幅員何メートルにするか、いろいろな検討というのは当然担当としてはしておるんですけども、まだ御説明ができるタイミングというところではございませんし、特に地元の方々からの御意見もお伺いしながら進めていきたいと、担当としては考えております。

町　　　　　長　じゃあ大きくという話ですから。先ほど地域の方々の期待、また町民の方々

の期待というお言葉があったので、細かい話はもう話はいいと思いますけど、全体の話をすると、おっしゃるとおりなのは本当に重々承知してます。説明がなかなかできてなくて、我々もちょっともやもやしてるといいましょうかね、町民の方々にはね、今こんな状況ですというのを常に随時随時出していきたいかななんて思っているところですけど、出せてない状況についてはこういう御指摘を頂くということは、本当反省しなきゃいけないところだというふうに思ってます。

これまでですね、町全体に対しても、例えば皆さん集まっていただいてワークショップしましょうよという、ワークショップという形でいろんな意見を頂いたりとかというのを、それなりにプロセスは重ねてきているところですので、町民の方々の御意見をどこまで反映させられるかというのは、我々行政の部分もあったり、あとディベロッパーさんであったり、またその権利者の方々との、やっぱり三位一体となっていくところもありますので、ただ単純に…単純にという表現もおかしいですね。安全・安心はもうある意味当たり前の話ですよね。もうあの地域に住まれてる方々からすれば、もう本当に危ないような状況で、雨が降ったりだとかという話もありましたとおり、もうごもっともな話だというふうに感じております。ただし、こういう表現するとあれかも分かりませんけども、やっぱり南口みたいになっちゃいけないわけですよ。ただ何となくロータリーつくって、賑わいがなくなってしまう。それだけは私は避けなきゃいけないと思って、今回のような手法でやってます。だから道路整備じゃないんですね。道路整備は一部ありますけども、やはり賑わいもやっぱりしっかりとやっていかなきゃいけないので、その賑わいの分については行政が得意種目なところじゃないと、私は思ってるところもありますから、ディベロッパーさんの民間の活力を使って、官民連携で賑わいをしっかりと創出していただき、地域の安心・安全は当然行政側としては、当然主張すべきところは主張して、そこで一緒にあの地域全体を守りつつ行かなきゃいけないというふうに考えているところでもございます。図書館が欲しいとか、スーパーが欲しいとか、幾つか要望は頂いてます。その辺はディベロッパーさんと調整するときにも、そう

いった町民の意見があるのでそれを酌み取っていただけるのか、いただけないかということを話しながら、多分最終的には決定していくこととなるというふうに考えていますので、ただし今、そういった格好でどういう状況なのよって心配になっちゃってるというふうなことの話を頂いてますから、そこは本当適宜確認しながら発信していきたいというふうに考えてます。以上です。

６　番　井　　上　　回答ありがとうございました。担当のほうはですね、最後のほうで地元からの意見を取り入れたいということでありましたが、こういう自治会とのですね、意見交換会の中で出てきたというのは、やはりその中に飛び込んでいくからですね、聞ける話なんですよ。役場で待っててね、意見をくださいじゃないと、私は思います。ですから、そういった意味の中で、やはりその地元に入り込んだ中でですね、説明会を行うということが必要なのかなというふうに私は思っています。町長のほうもですね、ワークショップをやったからそこでまちづくりに対しての意見が得たということでありますが、やはりそれは一般的なですね、手法としてのワークショップでありますが、やはりここでですね、地元、新松田自治会とかですね、近隣の中町屋自治会とかですね、そういったところの中にやはり町が入り込んでいってね、町が、いや、今こういうふうな計画があります。例えば駅前広場についてはこういうふうに今現在県と協議しています。警察とも協議しています。自由通路は鉄道事業者との協議でこういった見込みとか、町の考え方はこうですということをですね、やはりその中に入り込んで説明をすることが、やはり町民の意見を取り入れるということにつながるというふうに思います。

そういったことに対してですね、先ほどから頂いておりますが、令和６年３月ということの期限もありますがですね、ぜひその前にある程度ディベロッパーとの交渉の中でですね、やはり町の考え方、地元の考え方、そういったものを取り入れた再開発事業なり、駅前広場整備事業なり、新松田駅の自由通路ですね、橋上駅舎・自由通路なりの考え方というのをですね、町民の意見を取り入れた政策を行っていただきたいというふうに考えますので、総体的な意見を最後に町長のほうからお願いをいたします。

町　　　　　長　先ほどから申してるように、聞かないとか、こうとかというふうな話はした記憶、つもりは全くございません。あとはタイミングと報告する内容を適宜やっぱり決めてやっていかないと、何か中途半端な話が勝手にひとり歩きすることがあると思ってるんですね。それによって、せっかくここまで積み重ねてきたものが崩れていくというのが、ものすごく心配しているところでもございます。ですので、先ほどから申し上げてるように、このような議会のですね、毎回井上さんからこの質問をもらった部分に対しては、特に井上さんも地域の方々とか何とかに飛び込んで話をしてくれてると思いますけども、我々もその時期時期には地元の方々と話をしたりとかしてきたところもあります。コロナも明けましたし、そういった御意見を頂いたということを肝に銘じてですね、適切に対応してまいりたいというふうに感じます。以上です。

６　番　井　　上　終わります。

議　　　　　長　以上で受付番号第１号、井上栄一君の一般質問を終わります。少々お待ちください。

受付番号第２号、田代実君の一般質問を許します。登壇願います。

５　番　田　　代　議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。受付番号第２号、質問議員、第５番　田代実。件名、「じゃりせん橋」東側の遊歩道整備を！。

要旨。令和２年２月、常光沢に整備された人道橋「じゃりせん橋」は、日本鉄道建設公団から購入した旧砂利線引込線路敷地につながりました。特に小学生や通勤者は、交通量が多い町道１号線を避けて、安心して歩けるじゃりせん橋から東側の遊歩道、旧砂利線引込線300メーターほどを利用しています。また、散策路として利用されている方も多いようです。しかしながら、雨天時は未舗装のため路面がぬかってしまい、利用者は少なくなっているので、簡易舗装することや、子供たちをはじめとする利用者の安心・安全のために、防犯カメラを整備してほしいという声も届いてます。このことについて、町長のお考えを伺います。よろしくお願いします。

町　　　　　長　それでは田代議員の御質問にお答えさせていただきます。

旧砂利線引込線部分の土地は、小田急不動産が分譲した土地と併せて町が平成15年２月に、日本鉄道建設公団・国鉄清算事業団より購入した土地であります。町では引込線部分の土地の管理について、繁茂期には草刈りや枝の剪定を行い、雑草の繁茂を防ぐ防草シートを敷くなど行っているところでもございます。

御質問にあります簡易舗装と、防犯カメラの設置につきましては、常光沢に架けた橋を設置したときと同様に、その後の維持管理などとかについて確認が必要なこともあることから、地元の自治会の方々からの御意見を頂き、今後の対策について総合的に検討してまいりたいというふうに考えておりますので、やらないとかじゃないので、その辺のお酌み取りのほどをよろしくお願いいたします。以上です。

５　番　田　　代　まず初めに、ただいま回答を頂いた中の最後の部分ですね。簡易舗装と防犯カメラの設置については、常光橋、常光沢橋、常光沢に橋を設置したときと同様に、この後です。その後の維持管理、その後の維持管理などについても確認が必要、それで地元自治会の方と意見を賜り、今後の対応をしていきたいと。少なくとも今、私が要望してるのは道路の舗装、簡易舗装です。これ一般論とすれば、舗装すれば、コンクリート舗装だったら30年、40年、農道もってるんですよね。ですから、その部分の維持管理というのはほとんどかからないんじゃないかなと、そのように感じます。防犯カメラについても耐用年数あるんですけれども、地元で維持管理するというのがどうしても理解できないです。この関係について、まず初めに回答をお願いいたします。

総　務　課　長　まず、田代議員の御質問にお答えします。簡易舗装につきましては、今、議員がおっしゃられたとおりですね、簡易舗装自体の維持管理についてはあまり補修等は必要はないところでございます。ただ、やっぱり長年利用していますとですね、クラックが入ってきたりとか、そういうようなこともございますので、そういうことの維持管理について今後どうしていくかということのお話合いや、それと、あとそれと簡易舗装しないところののり面等の雑草等の管理等もございますので、そこら辺の取扱いをどうするかということがまず１点でご

ざいます。

それからですね、この防犯カメラのほうにつきましては、防犯カメラのほうはやっぱり耐用年数等もございます。それからですね、近年ですといたずら等もございますので、そこら辺の関係でいたずら等がされた場合の故障であったりとか、そこら辺の点について、地元とちょっと調整をさせていただきたいということで記載させていただいております。以上です。

5番　田　　代　今の、総務課長、回答になってないと思います。例えばコンクリート舗装にした場合にクラックが出たらどうか。これコンクリート舗装にした場合は、そこは町の管理だから、何で地元で維持管理に関して調整が必要なのか。農道とかそういうのやってます。ということで、私は今の答えは少し納得いきません。時間があまりないので、その件は回答求めませんけども、防犯カメラについてもいたずらされたとか、耐用年数、じゃあ今までのつけてるところが地元と調整して、その維持管理の協議はしてるの。多分私はしてないと思う。だからそういう面ではちょっとこの回答は、私は納得いかないです。時間の関係で割愛します。

最後に町長がね、これはやらないということではなくて、今後の対応について総合的に検討していくという回答を頂いてますので、それを尊重しながら質問を若干させていただきます。まず初めに前提論として、今まで経緯を承知されてる副町長にお尋ねします。平成15年２月に鉄建公団から購入したと。その後、砂利線引込線の利活用について、当時としては平成10年代後半ですね。幅員５メーターほどの町道を整備したらどうかと。これについては狭い町道１号線のバイパス的な関係だと。それとあと未利用地がまだ当時は結構あったんですね。１ヘクタール弱、70アールぐらいと、私、認識あるんですけども。そういったことの未利用地を開発して住宅が建って人口増にということで検討しました。費用対策の面でかなり問題があったと。その後、御存じのように本山町長就任されてから、平成20年代後半です。28、９年ぐらいと記憶してますけれども、プロポーザル方式で道路を整備しようということで、業者を募りました。残念ながら応募者がなかったということで、それからは町道の整備ということ

が出てないと思います。今現在散策路として使ってると。

　このような経緯を基に私なりに考えますと、周辺整備の開発、これも民間の進入路から結構整備されて、かなり住宅も建ってます。ですから、未利用地は相当減少して少なくなっている。それとあとは費用対効果、また総合計画の位置づけもありません。今現在、町として車両通行可能な町道整備、これについては私はないように考えてるんですけれども、副町長、いかがでしょうか。

副　　町　　長　　今、田代議員おっしゃったように、過去の経緯としてはそのとおりでございます。その間にですね、やはりあの土地を何とか一部宅地化できないかという計画もさせていただきました。やはり、先ほどおっしゃられたように費用対効果でですね、断念してる部分がございます。また、道路計画、やはり近隣の隣接地の未利用地の関係でですね、道路計画も立てました。その道路計画もですね、民の力を借りる方策、また町で全て整備すると、両方、両面から検討したこともございました。やはりそのときにですね、一度地元の説明というか、意見交換会をさせていただいた経緯がございます。

　やはりそのときの一つ、二つの皆さんの意見の大きな内容といたしましてはですね、道路計画も分かりますけども、近隣、あそこに隣接してる住民としては、やはりあの環境がひとつ、あまり崩してほしくないという意見が出ているのを記憶しております。ですから早急にですね、道路計画というよりも、遊歩道的なところでですね、維持管理、草刈り等をしていきながらですね、現状のところで人が歩く程度でいいのではないかという御意見も頂いております。

　それと、それに伴いましてですね、やはりその道路からですね、１号線に戻る旧の砂利線の踏切ですか。そこのところのですね、交通問題もあるだろうということで、もっと全体的なですね、計画を持った中で計画を立てたほうがいいと、この辺の大きな理由が出ております。そういったところが過去の経緯でございますが、それ以降の道路計画としては今のところそこで止まってるというような状況でございます。以上です。

５　番　田　　代　　丁寧な回答ありがとうございました。要は現時点では住民説明会、こういったものも行った中で、今の環境を維持してくれと、その声は尊重していくと。

あとはやはりじゃりせん橋のところですか、常光沢から町道の接道ですよね。その辺も難しいということで、今現在は一切そういうのは動いていないと、このように理解させていただきます。

質問させていただきます。まず初めに、地域住民の方にじゃりせん橋を整備頂き御礼申し上げます。完成以降３年６か月が経過して、利用者もかなり増えてます。私もいろいろな人と話すと、いや、ここは財産だよと、地域の財産だよと。変に道路整備されないで、もう少し環境整備していただければありがたいと、そういうような声を頂いてます。まず初めに、まちづくり課長にお願いします。遊歩道の延長300メーターです。これ簡易舗装した場合にお幾らぐらいかかるか、端的で結構です。もう時間６分しかないです。よろしくお願いします。

まちづくり課長　端的に申し上げます。延長300メートル、幅員が遊歩道的なものとして２メーターとした場合にですね、一番最低ライン、簡易な舗装として考え得るのは平米１万円という計算が立ちます。600平米になりますので、計算しますと600万と、単純な計算で恐縮ですが、以上です。

５　番　田　　代　今、600万という数字出ました。多分、察するところ、一番安くできるのがアスファルト舗装かなと思います。コンクリート舗装にした場合にどのくらいかかるかお願いします。

まちづくり課長　正確な計算はできませんが、おおむね２倍ちょっとというふうに計算になるかと思います、はい。

５　番　田　　代　ありがとうございます。最低で600万、コンクリ舗装、少しグレードアップすると２倍以上、1,300ぐらいかなと、仮にメモしました。これは目安の数字で仮置きさせていただきます。要は、アスファルト舗装はやはり後の修繕がすぐ来るので、わずかな額ではないけれども、600万の倍以上なんですけれども、やはり町がやる公共だと、ぜひコンクリが、簡易舗装はよろしいのかなと個人的には感じてます。

次に防犯カメラですか。この件について担当課長にお伺いします。城山自治会からも要望されているということですが、それ以前から防犯カメラを要望さ

れて優先順位のあるところから順にやってると、そのような話を聞いてます。現時点で何件ほど設置予定なのか。これ何年ぐらいかかるかと。あとは１台当たりの単価ですか、幾らぐらいかと、それが２点目です。３点目に、遊歩道、今お話しししした300メーターの遊歩道に仮に設置する場合、１基なのかな、２基なのかな、何基ぐらいかかるかと、この３点について簡単にお願いします。

安全防災担当室長　自治会から正確な位置という話では来てませんが、要望として２か所から３か所来ております。あと何年ぐらいかかるかというところですけれども、今、補助金が10万円ほど…あ、訂正します。３分の１ほどつくようになってますので、こちら側が見積もった台数に対して長期計画を決めることになりますので、何台とは言えないですけども…

５　番　田　　代　簡単で結構です、もう時間がないので。

安全防災担当室長　あ、すみません。例えば５台としてまた新たに15台とつけるのであれば、４年から５年というところだと考えてます。あと１台当たり幾らぐらいかというのは、30万から50万ほどと考えてます。あと設置するのに何か所必要かというのは、あそこの分岐するところがあるので、１か所でよろしいのではないかと考えます。以上です。

５　番　田　　代　時間がなくなってしまいましたので、端的に質問させていただきます。詳細大体理解しました。今のところに設置するのであれば、自治会からは二、三か所と来てるんですけど、１か所でいいだろうと。30万から50万と、補助金ありということで、３分の１補助でしたっけ。そういうことで理解しました。

最後に、町長に総括してお伺いいたします。今の話を前提に、町長も３期目に入っておりまして、あと２年だと思います。その期間に、例えば今の遊歩道の簡易舗装の設置、それと防犯カメラですか。ざっくりですけれども1,500万、コンクリートであれば1,500万ぐらい。補助金はなかなか難しいので、町単になってしまいますけれども、これを、やはり先ほども話して町民懇話会でも出たように、地域の財産ですから、それを皆さんに利用してもらうため。それと、あとは小学生が結構こう見てても、登下校で使っております。やはり人目がちょっと少なくなるところですから、犯罪が起きてしまったら遅いというふうに

私は考えてます。そのようなことで、一つの話として、任期内にどういうふうなお考えで対応していただけるか。それについてお尋ねいたします。

町　　　　　長　ストレートに言うとあれですよね。まずは、ちょっと前提で話しますと、先ほど維持管理などっていうふうに多分私言ったと思うので、維持管理だけをやるのに、地域の方々と話をするということではないので、地域の方々には維持管理も含めてね、今後、それこそ必要なのかっていうのを確認しながらやらなきゃいけないですし、簡易舗装のコンクリートした後に、あの道も含めて、当初の計画どおり金かけてね、計画立ててるわけですから、あれが私も忘れているわけじゃないです。また、やった場合に撤去するとかお金かかりますから、アスファルト、コンクリートがイコール簡易舗装だっていうような認識をまた持ってないので。ただぬかるんでたりなんかするところで使ってもらうために橋もかけたわけなので、その辺は対応をしたいと思ってます。あと２年ちょっと任期があるからって、任期中にやるかやらないかの話ですけど、やはり予算の関係もありますし、そういうこと…軽はずみにはちょっとなかなか言えないなというふうに考えてます。ただ、今回このような格好の御意見があったというのはちゃんと肝に銘じてですね、必要なときに必要な予算をつけながら、地域の方々に御迷惑かからないような道路として管理してまいりたいというふうに考えています。以上です。

５　番　田　　代　では時間になりましたので、最後の私のまとめということで、若干時間を頂きます。今、町長からお話があったように、維持管理というよりも、維持管理などと。確かに「など」と入ってます。これについては、地域の方といろいろな形で相談をしていくという前向きな回答を頂きました。私もお伺いしたのが、複数人はおりますけれども、大多数の方とは話してません。ですから、当然公金を使う事業ですから、こういった内容について詰めていただいて、町長もお話があったようにね、２年という期限では難しいと思います。ですけれども、一つの町の財産ですからね、方針。ある程度の方針は示していただけるとありがたいなと。町民の声、地域の声のコンセンサスが多ければ、前向きに取り組んでいただきたいと。

あと、防犯カメラ。これについては、やはりもう利活用してますから、子供たちを守るために、性犯罪とかそういうものが起こったときでは遅いです。今もう決定的に言えることは、防犯カメラで抑止になっています。そういったことも踏まえて要望ということで、よろしくお願いします。終わります。

議　　　　長　以上で受付番号第２号　田代実君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。午前10時15分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、職員及び町長ほか関係職員は御参集くださるようお願いいたします。

（10時03分）

議　　　　長　休憩を解いて再開します。　（11時15分）

休憩中に町長より「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」の提出がありました。ただいまより議案第38号を配付しますので、この議案の取扱いを議会運営委員会で協議していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。事務局は議案第38号を配付してください。

（議　案　配　付）

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

配付漏れなしと認めます。

ここで暫時休憩とします。休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。再開は、議会運営委員会終了次第、再開といたします。暫時休憩します。

（11時17分）

議　　　　長　休憩を解いて再開いたします。　（11時21分）

お諮りいたします。議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程第１として議会運営委員会報告を直ちに求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。追加日程第１として、議会運営委員会報告を直ちに日程に追加することに決定いたしました。お手元の議事日程の日程第６の前に追

加をお願いいたします。

議　　　　　長　追加日程第１「議会運営委員会報告」を委員長より報告願います。

議会運営委員会委員長　平野由里子君。

議会運営委員長　それでは、議会運営委員会の報告を申し上げます。「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」につきまして、８月22日、先ほど役場４階大会議室におきまして、委員６名中５名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期についての変更はございません。

次の審議内容についてですが、「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」につきましては、即決でお願いいたします。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら、ほかの委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。

議　　　　　長　議会運営委員会委員長の報告が終わりました。会期の変更はありませんので議会の議決は必要ありませんが、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長の報告のとおり進めたいと思います。

それでは、町長より提出された「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を日程に追加し、追加日程第２として直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を日程に追加し、追加日程第２として直ちに議題とすることに決定しました。お手元の議事日程に追加をお願いします。

議　　　　　長　追加日程第２「議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

町長の提案説明を求めます。

町　　　　　長　議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。消費税法の改正による適格請求書等保存方式（インボイス方式）の導入に伴い、水道事業、寄簡易水道事業及び下水道事業の使用料算定方式を改める必要があるため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長　それでは、松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例について説明いたします。

まず第１条、松田町水道事業給水条例（平成10年省令第３号）の一部を次のように改正します。

第24条中、「料金は」の次に「使用期間を算定した額」の次に「それぞれを合算した額」を加えます。

次に、松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。第２条、松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を、次のように改正します。

第４条中、「使用料は」の次に「使用期間１月につき」を算定した額の次に「それぞれを合算した額」を加えます。

松田町下水道条例の一部改正につきましては、第３条、松田町下水道条例の一部を次のように改正いたします。

第15条中、「算定した額」の次に「それぞれを合算した額」を加えます。

附則としまして、施行期日。この条例は令和５年10月１日から施行します。経過措置としまして、この条例による改正後の松田町水道事業給水条例、松田町寄簡易水道事業の設置等に関する条例及び松田町下水道条例の規定は、この条例の施行の日以降に確定する料金及び使用料について適用し、施行日の前日までに確定する料金等については、なお従前の例によります。

次に参考資料につきましては、今御説明したとおりで、それぞれ３種類ございます。最後のページに、先ほどの全協の資料を添付してあります。よろしく

お願いいたします。

議　　　　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。追加日程第２議案第38号松田町水道事業給水条例等の一部を改正する条例についてについて、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　　　　長　日程第６「議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明求めます。

町　　　　　長　議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税　務　課　長　それでは、議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正の主な内容でございますが、令和５年度の税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして条文の整備を図るもので、大きく分けますと、２つの内容について改正を行うものでございます。

１つ目は、固定資産税の税負担の軽減措置が講じられております通称「わがまち特例」について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置が創設されたことによるもの。２つ目は、軽自動車税種別割の税率の特例に関するもので、燃費性能などの優れた軽自動車を新車で取得した場合、取得した翌年度に限り、軽自動車税の種別割が軽減されるグリーン化特例について、現行の特例措置の内容はそのままで、適用期限を延長するものでございます。また、地方税法の改正により生じた項ずれによる整備も併せて行います。

詳細につきましては、議案を３枚おめくりいただきまして、４枚目の参考資料１、新旧対照表を使って御説明させていただきます。新旧対照表の１ページをお願いいたします。左が改正後、右が改正前でございます。今回は附則の改正でございます。左側、改正後の附則第12項は、固定資産税の税負担の軽減負担が講じられております通称「わがまち特例」について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置が創設されたことにより、その適用を受けようとする者がすべき申告手続に関する規定を追加いたします。

１枚おめくりいただきまして、２ページをお願いいたします。先ほどの附則第12項を追加したことにより、以下１項ずつ繰り下がります。２ページの右側、改正前の附則第12項から１枚おめくりいただきまして、４ページの附則第13項第15号までは、地方税法の改正により引用条項の項ずれが生じたため、改正するものでございます。左側、改正後の附則第14項第17号には、先ほど附則第12項に追加いたしました長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の特例割合について、国が示す参酌割合と同じ３分の１とする規定を追加いたします。

右側、改正前の附則第13項第17号では、旧地方税法附則第64条で、生産性革命の実現に向け、中小企業が新規に設備投資をする一定の特例対象資産に対し、固定資産税を減額する割合を定めておりましたが、対象となる資産の取得期間が令和５年３月31日で終了したため、規定を削除いたします。

５ページの右側、改正前の附則第21項は、軽自動車税の環境性能割について、本来２％である税率を１％軽減する特例の時限が到達し、終了したため、規定を削除いたします。

右側、改正前の附則第23項から、８ページ、附則第29項までは、軽自動車税種別割のグリーン化特例についての規定でございます。環境性能の優れた自動車の普及を促進するという観点から、環境性能など、一定の基準を満たす新車の軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税額が軽減されるグリーン化特例について、現行の特例措置の内容はそのままで、適用期限を延長する改正を行います。

５ページの左側、改正後の附則第23項では、電気自動車などに適用となる税額のおおむね75％の軽減措置について、令和８年度分まで３年延長する規定に改めます。

１枚おめくりいただきまして、７ページから８ページにわたりますが、附則第24項では、税額のおおむね50％の軽減措置について、令和８年度分まで３年延長する規定に改めます。附則第25項では、税額のおおむね25％の軽減措置について、令和７年度分まで２年延長する規定に改めます。

恐れ入ります、５枚お戻りいただきまして、改正文の３ページ。改正文の３ページをお願いいたします。附則でございます。第１項施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。第２項は、固定資産税に関する経過措置、第３項及び第４項は軽自動車税に関する経過措置といたしまして、それぞれ適用となる期日と、それ以前の取扱いについて定めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり　）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　　　長　日程第７「議案第31号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。

町　　　　長　議案第31号松田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードに加え、利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンを使用して、コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機から印鑑登録証明書を取得できるよう、所要の改正をするため提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町　民　課　長　それでは、説明させていただきます。松田町印鑑条例の一部を改正する条例につきましては、電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、条文の整備を図るものでございます。

一部改正の内容でございますが、現在、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアに設置された多機能端末機からの印鑑登録証明書の自動交付サービスを実施しておりますが、利用者証明用電子証明書を搭載したスマートフォンを利用して、コンビニ交付サービスを利用できるという規定を追加するものでございます。また、国は令和５年12月末までに対応するとしているものでございます。

それでは、議案を２枚おめくりいただき、３枚目の参考資料１、新旧対照表を御覧ください。右側の現行第13条第２項の条文の１行目の下線部分ですが、

左側の改正案では、「登録者は」の次に「個人番号用カード用」を加えます。これは、利用者証明用電子証明書が今までは個人番号カードのみに使用されていたものを、後半に記載されている移動端末設備用、いわゆるスマートフォン用と区別するためのものでございます。

４行目の下線部分も同様で、「第22条第１項に規定する」の次にも「個人番号カード用」を加えます。

３行目の下線部分ですが、改正案では「（平成14年法律第153号、以下この項において「公的個人認証法」という。）」に改めます。これは、後半のところで再び長い法律名が出てくるため、略称を設定するものでございます。

８行目の下線部分ですが、改正案では「第２条第７号に規定する個人番号カードをいう。」の次に、「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体（同条第４項の電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電子通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の２第４項第２号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加え、移動端末設備を使用して、コンビニ交付による印鑑登録証明書の申請ができるものとするものでございます。

１枚お戻りいただき、改正条例の本文を御覧ください。附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　　　　長　担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

１１番　寺　　嶋　今度の印鑑条例の一部改正ということでは、スマートフォンを使用してコンビニエンスストア等に設置された多機能端末から印鑑登録書を取得できるということなんですけども、伺いたいのはですね、お伺いしたいのは、個人番号…今までの個人番号カード用利用者証明用電子証明書ですね。今度はこれを端末機に登録するっていうことなんですけども。スマートフォンもＯＳでアンドロイドとか限られているようですけども、そのＯＳのこととですね、今度はスマートフォンに組み込むときに、アプリなどをね、必要とすると思うんですけど

も、そのアプリ等の形式はどのようになるのでしょうか。お伺いします。

町　民　課　長　現在、マイナンバーカードを所持している方が対象となるんですけれども、スマートフォンでも利用したいよという場合には、マイナポータルのサイトに行きまして、アプリをダウンロードしていただくという形になりますが、今現在のところはアンドロイド版のみダウンロードができるようになってございます。国では、順次12月末までにｉＰｈｏｎｅ用とか、そういうのも準備できるようにするということになってございます。その形式はと言われても、ちょっとそこは私のほうでは分かりかねますので、申し訳ございません。

１１番　寺　　嶋　マイナアプリっていいますか、スマートフォンでアプリですね。これ、マイナポータルっていう電子証明書用のアプリですね。それに登録する…登録して使うと思うんですけども、このスマートフォンに登録するのは、複雑…ちょっと私はよく分からないんですが、個人番号用のカード利用電子証明書と、それから移動端末の利用者電子証明書、公的認証っていうんですか。これを記録…スマートフォンに記録してやらないと、それ自体は使えないと思うんですけれども。これはどのように、方法はどのようにされるのか、再度お伺いします。

町　民　課　長　町では、マイナンバーカードの発行のときに、暗証番号とかを設定してコンビニに利用できるところまではお手伝いはしておりますが、あくまでもスマートフォンを使って自分でやりたいという方は、自分でですね、このマイナポータルのサイトに行って、アプリをダウンロードして自分で設定していただくということになっておりますので。すみません、よろしくお願いします。

１１番　寺　　嶋　終わります。

議　　　　　長　ほかにございますか。ございませんか。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

質疑なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第31号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。休憩中に昼食をとっていただいて、午後１時より再開いたします。暫時休憩します。（11時45分）

議　　　　長　休憩を解いて再開します。（13時00分）

日程第８「議案第32号工事請負契約の締結について（令和５年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　　　長　議案第32号工事請負契約の締結について（令和５年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）。令和５年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事の請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

１、契約の目的。令和５年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事。

２、契約の方法。指名競争入札による契約。

３、請負代金額。一金6,403万1,000円也。

４、契約の相手方。神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷１町目９番地７。横浜ユアサ産業電池株式会社、代表取締役　森本一寛。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議　　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総 務 課 長　それでは説明させていただきます。１枚おめくりいただきまして、参考資料１を御覧ください。

工事請負契約でございます。１、工事名。令和５年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事。

２、工事場所。松田町立松田小学校。

３、工期でございますが、契約締結日から令和６年１月19日までとなっております。

４、請負代金。6,300万1,000円でございます。うち、取引に係る…ごめんなさい。6,403万1,000円です。すみません。うち取引に係る消費税は582万1,000円でございます。前払金、部分払いにつきましては、記載のとおりでございます。

７、契約保証金は640万3,100円でございます。

８、契約金支払い場所は記載のとおりでございます。

上記の工事について、発注者と請負者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として、本書２通を作成し、当事者記名、押印の上、各自１通を保有する。なお、この契約は議会の議決及び二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の交付決定を得るまで、仮契約とする。

令和５年８月14日、発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長　本山博幸。請負者、住所、神奈川県横浜市瀬谷区中屋敷１丁目９番７。氏名、横浜ユアサ産業電池株式会社　代表取締役　森本一寛。

恐れ入ります、１枚おめくりください。参考資料２、入札経過調書でございます。一番上の上段を御覧くださいませ。一番上段の左の予定価格は6,985万でございます。左から２番目の入札書比較価格。こちらが6,350万円で、こちらの入札書比較価格は予定価格の消費税抜きの価格でございます。続きまして、左から３番目の最低制限価格でございます。6,272万5,300円でございます。最低制限価格の110分の100、5,702万3,000円です。こちらは、先ほどお話しました最低制限価格の消費税抜きの価格になっております。

件名及び場所については、記載のとおりでございます。入札年月日が令和５年８月８日、午前９時開札でございます。入札参加者につきましては、横浜ユアサ産業電池株式会社様から、一番下の株式会社コクホーシステム様まで12社でございます。入札につきましてはですね、第１回の入札が…ごめんなさい。入札につきましては、先ほど御説明しました左から４番目の最低制限価格の

110分の100の5,702万3,000円から、左から２番目、入札書比較価格の6,350万の間で競うものでございます。第１回の入札では、横浜ユアサ産業電池株式会社様の5,821万円で、この価格は消費税抜きの価格ですが、この価格が先ほど申しました最低制限価格の110分の100の5,702万3,000円以上で、入札書比較価格6,350万円以下の範囲に収まりましたので、第１回目の入札で落札となりました。

恐れ入ります、一番上段の欄の右から２番目、落札価格を御覧ください。第１回目の入札額5,821万円に消費税を加算した金額6,403万1,000円が落札価格となります。

恐れ入りますが、次ページの参考資料３をお願いいたします。参考資料３は、令和５年度太陽光パネル設置予定箇所図でございます。墨塗りの部分が今回令和５年の設置予定箇所でございます。校舎西棟と校舎東棟の南側の屋根になります。太陽光パネルにつきましては36.9キロワット、蓄電池については22.4キロワットアワーとなります。またですね、この点線の部分、既設設置箇所となっておりますが、こちらは昨年設置したものでございます。現在、既に設置している太陽光パネルと今回合わせて下の表のですね、一番最下段の合計のところでございますが、太陽光パネルで91.3キロワット、蓄電池で44.8キロワットアワーとなります。

恐れ入ります。最後４枚目、参考資料４をおめくりください。こちらはですね、一般財団法人環境イノベーション情報機構からですね、令和４年度（補正）二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金の補助事業の公募結果でございます。こちらのほうですね、記載すべき事項としましては、１番の採択内容としては、以下の補助金所要額を条件としますということで、補助金基本額が金6,367万6,500円に対して、補助金所要額が金3,183万8,000円。２の補助金交付申請書及び提出期限は記載のとおりでございます。３の特に留意すべき事項としまして、（２）ですね。交付決定の前に発注等を行った経費は、補助対象となりませんということと、（４）の事業（支払いまで）は令和６年１月末までに必ず完了するようにしてくださいと記載がございます。

説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議　　　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１０番　齋　　藤　太陽光パネルやるのはとてもいいことだと思います。このパネルの…ちょっと聞きたいんですけど、パネルのこれ耐用年数とか、あと、耐用年数期間はメンテナンスが必要なのか。必要ならどのぐらいかかるのか。あと、この導入により電力がどのぐらい得になってるかというか。そこだけ教えていただきたいと思います。

教　育　課　長　それでは、質問にお答えいたします。まず、パネルの耐用年数、またメンテナンスということでございます。通常、このパネルについては15年だったというふうに言われております。電気代、これを入れたことによって、電気代がどのぐらい得になるかという試算でございます。なかなか今回入れるもので試算というのは難しいので、昨年度、同様のものを入れておりますので、その比較をさせていただいております。電気料金が高騰しているのは御承知のとおりかと思いますけれども、基本料金、契約単価が大幅に今上昇しておりますので、単純に昨年度１年間使った使用量と、今年削減できている量を比較をしますと、230万円ほど削減効果がもう既に出ていると。出ているし、またこれから見込まれるというような試算になっております。以上でございます。

１０番　齋　　藤　メンテナンスはじゃあいらないんですか。いらないっていうことでいいんですかね。分かりました。そうすると、230万円得で15年というと、2,300万…三千幾ら…3,420万…50万がお得になるということで、ここに出す当町の税金としては三千幾らですよね。半分もし補助金出てくるから。いってこれぐらいの金額になってしまうのかなとは思うんですけど。このような電力の使い方、とてもいいと思いますので、うまく御利用していただければと思います。以上、終わります。

議　　　　長　ほかにございますか。

６　番　井　　上　参考資料２のですね、入札経過の関係です。入札のほうの中でですね、入札者のうち半分がですね、最低制限価格未満だというふうな状況です。これから見ますとですね、予定価格を設定して、予定価格の中から最低制限価格という

のを算出をしているというふうに思いますが、予定価格の設定方法と最低制限価格の設定方法が適正であったのかどうかということが、半数がですね、最低制限価格未満であるというところから、どのように予定価格、最低制限価格を設定しているのかを説明をお願いをいたします。

町　　　　長　前回もこの質問をさせてもらって、私が回答しました。金額を決定するに当たってはですね、意外と内部資料的な話にはなるんですけれども、今回はですね、前回の…前回と同様に見積りから付き合わせて、設計書っていうのを作って、設計書のところから前回よりも私のところで歩引きってあまりやっちゃいけないんでしょうけども、前回４％ぐらい歩引きしたんですけど、今回６％ぐらい歩引きをしました。それで、そこからですね、最低価格…そこで一応予定価格というのをまず決めさせていただいて、そこから大体率によって10%をちょっと超えるぐらいの率の計算の方式があるんですけども、その計算のもとに最低価格っていうところの制限のラインが決まっていくというふうなことです。ですので、ちょっと私の感覚からすると、さらにそれを潜ってきた２社があったというところではあるので、甘かったというつもりはないんですけども、時代の情勢的にですね、やっぱり適切な価格で我々はお出ししたというふうな認識する中で、この横浜ユアサ産業というしっかりと実績のある会社さんに取っていただいたというふうな格好で認識はしております。以上です。

６　番　井　　上　予定価格…その前に設計価格ですね。それを今回さらに６％も歩引きをしているにもかかわらず、無茶な最低制限価格未満になったというとですね、やはりその設計価格が妥当なのかどうなのかというところがですね、確認をしたいというふうに思います。見積書でやったのであるか、大分こういうふうな高額なですね、工事請負契約でありますので、そこの設計価格の算出自体が適正であったのかどうかというところの疑問が残るわけであります。設計価格については、どのような積算をされているのか。見積書から出したのか、ある程度独自にですね、とか、あと委託関係でやられたのか、その辺をお伺いをいたします。

教　育　課　長　まず、設計の基本的な考え方として、我々といたしましては、基本的には県

の統一基本単価を、人件費等の部分については使用をしております。また、製品のほうにつきましては、カタログ価格の約７割として積算をいたしました。また、昨年度の設計も参考に積算をしたところでございます。以上でございます。

６　番　井　　上　そこの人件費等は県のほうの基準の単価というふうなところですけれども、製品価格のほうについては７割というふうな話ですけれども。だから、それがね、前回もこの話をたしかしたと思うんですよ。そうすると、そこの７割というのがね、適当なのか。また、今度は町長の段階で６％さらにそれを切ってるわけですよね。でも、それをさらに最低制限価格ということで２社がですね、あるということで。ちょっと会社名は分からないんですけれども、この入札経過調書の下のほうに書いてある会社名はね、やはり社名から見れば有名なね、企業の関連会社ではないかなというふうには想像はできるわけですね。ですので、そういったところがね、やはり業績を上げたいから過度な入札価格を下げたね、入札をしているというふうにはですね、なかなか考えにくいんですよ。そうすると、やはりそこの７割が適正なのかね。例えばそこで７割でやって、町長の段階で６％カットしてるんであれば、もっと最初のね、設計価格自体の積算が、本当にそれで適当なのかね。というところがちょっと疑問が残りますので、再度説明をお願いをいたします。

総　務　課　長　ただですね、今、井上議員の話なんですが、昨年度の落札率がですね、89.9％でございまして、今年度も…９％です。今年度は86.6％の落札率となっておりますので。（私語あり）

教　育　課　長　７割が適正かという御質問かと思います。やはり、ここ１年でですね、我々の感覚的な部分あるんですけれども、やはり昨年度は新型コロナウイルスの関係ですとか、資材不足が非常に叫ばれておりました。当時ですね、やはり製品、いわゆる太陽光パネルのですね、入荷の見通しがなかなか立たなかった、令和４年度ですね。については、なかなかそういう状態でした。今年につきましては、やはりそれがある程度解消されているのかなといったところも原因の一つだったのかなと思います。７割が適正かどうかというのはですね、我々として

は、そこの部分が適正だというふうに判断をして設計をしているところでございます。以上でございます。

６　番　井　　上　それはもう先ほどね、言われたんですけど。だから適正だというその判断根拠を何によったのかという質問なんですよ。担当課長がね、適正だというふうに感じてるのは、それはそうかもしれないんですけども。でもそうじゃなくて、やはり根拠なりね。例えば、先ほどは人件費については県の基準単価であって、それから積算をしたということであればね、それは理解できるわけですよ。じゃあ、７割っていうのが、どういう根拠で７割にしたのかね。でもそれをさらに今回は歩切りで６％も切ってるわけですよね。そうすると、もうそこの７割の根拠がね、適当ではないのかと。もしね、去年例えば…去年も４％切っても落札をしているのであれば、ちょっと比率的に分からないんだけど、例えばね、65％とかね、六十何％ぐらいでもよかったんじゃないかなと、素人的には思うわけですよね。だから、根拠が必要でしょう。そこの根拠をお聞きしたい。

教　育　課　長　我々としてはですね、業者の…業者というか、製品を納入してくれるところでですね、この事業を行うに当たって、ある程度見積りを取っていると。そういった中で総合的に判断してというところで、７割というところで設定をさせていただきました。

６　番　井　　上　じゃあそれで最後にしますけれども。じゃあそれで見積りを取ってですね、そこのところの制限価格の部分が、いわゆる定価からですね、７割ぐらいというのが平均的な見積り価格の値引きであったという説明でよろしいでしょうか。

教　育　課　長　そのとおりでございます。

６　番　井　　上　終わります。

議　　　　　長　ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございません

か。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第32号工事請負契約の締結について（令和５年度松田町立松田小学校太陽光発電設備整備工事）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　　長　日程第９「議案第33号令和５年度松田町一般会計補正予算（第３号）」について、町長の提案説明を求めます。

町　　　長　議案第33号令和５年度松田町一般会計補正予算（第３号）。

令和５年度松田町一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億7,100万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億8,917万1,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第２条、地方自治法第213条の第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）第３条、債務負担行為の追加及び変更は、「第３表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第４条、地方債の変更は、「第４条　地方債補正」による。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。よろしくお願いいたします。

議　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長　それでは、議案第33号令和５年度一般会計補正予算（第３号）について御説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、コロナワクチン接種体制整備事業の補助金や、子ども子育て支援交付金などの事業確定に伴う返還金、また地方交付税や前年度繰越金の確定、そして社会福祉法人への補助金や地域医療介護総合確保基金補助金、また介護保険事業特別会計への繰出金などによる補正となります。

それでは４ページ、５ページをお開きください。初めに、第２表繰越明許費でございます。今回の繰越明許費につきましては、民間の事業者から企業版ふるさと納税の寄附があり、国に提出している町地域再生計画に定めている社会教育推進事業、いわゆるスポーツと観光を融合させ、地域のコミュニティーの強化、また松田町の豊かな自然の環境、観光資源を知ってもらうための松田への交流人口や関係人口を増加させ、移住定住につなげていくことを目的とするものでございます。この事業名、スポーツツーリズム推進事業でございますが、歳出予算の経費のうちですね、スポーツや観光など年間を通じてですね、実施する事業となりますので、その性質上、年度内にその支出が終わらない見込みがあることから、ここで翌年度に繰り越して使用する補正をさせていただくものでございます。

続きまして、第３表債務負担行為補正でございます。まず、追加補正でございます。１つ目の子育て支援センター・ファミリーサポート事業委託につきましては、令和５年度から８年度、限度額4,941万5,000円となります。３年間の事業運営委託によるもので、これから執行に向けた準備を進めるため、ここで補正をさせていただくものでございます。

続きまして、松田町寄自然休養村管理センター等指定管理委託料につきましては、令和６年度から10年度までの５年間の指定管理委託料といたしまして、こちらも執行準備を踏まえて、ここで補正をするものでございます。限度額につきましては、430万円となります。

次に、債務負担行為の変更でございます。こちらは西平畑公園内施設警備委託料でございます。令和５年の７月からハーブ館の警備委託料につきましては、指定管理者の業務となりましたので、この経費分を減額し、補正前限度額155万7,000円を110万8,000円に変更するものでございます。

続きまして５ページ、第４表の地方債の補正の変更でございます。こちらは令和５年度の臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴い、ここで978万4,000円を減額し、補正後の限度額を3,021万6,000円とするものでございます。臨時財政対策債につきましては、地方交付税とリンクする制度でございます。地方交

付税特別会計の財源不足の穴埋めとしてですね、地方公共団体がみずから地方債を発行させる制度で、その償還に要する費用につきましては、後年度の地方交付税で措置されるものでございます。

それでは12、13ページ、事項別明細書の２、歳入より御説明をさせていただきます。款、項、目、節、地方特例交付金でございます。こちらは毎年度算定する減税に伴う地方税の減収額の一部を補填するため、地方税に代替的な性格を有する財源といたしまして、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づいて交付されるものでございます。内容につきましては、個人住民税減収補填、特例交付金によるものでございます。こちらにつきましては、消費税増税に伴い、需要の平準化により、地方公共団体の減収を補填するもので、地方財政計画に基づき７月の31日付で交付額の決定がありましたので、住民税、住宅ローン等減収補填特例交付金の増額により70万5,000円をここで増額補正するものでございます。

続きまして、款、項、目、節、地方交付税、説明欄は普通交付税でございます。こちらは、自治体間の財源の偏在を調整することを目的に国が必要な財源の確保と交付基準の設定を行い、地方行政の計画的な運営を保障するものでございます。交付税法第10条第３項により交付決定がここでございましたので1,413万6,000円を増額補正をし、普通交付税総額を12億1,413万6,000円とするものでございます。主な要因といたしましては、地方交付税法による地方財政計画の見込額より臨時財政対策債の振替額の減額に伴い、基準財政収入額の減少、減額によるものが大きな要因でございます。

続きまして、款、使用料及び手数料、項、使用料、目、公園使用料、節、西平畑公園使用料でございます。指定管理者の選定に伴い、ここでですね、3,774万7,000円を減額補正するものでございます。内訳にいたしましては、西平畑公園駐車場使用料1,086万3,000円、ふるさと鉄道使用料188万4,000円、西平畑公園入園料2,500万円の減額補正となります。

続きまして、項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金、説明欄、子ども・子育て支援国庫交付金47万3,000円でございます。新型コロナウイルス感染症に

係る地域子ども・子育て支援事業継続支援事業や学童保育事業での追加分として、ここで補正するものでございます。また、節、児童福祉費国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、40万円を増額補正を行うものでございます。

次に、項、国庫補助金、目、衛生費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費補助金では33万円の補正でございます。システムアウトソーシング等負担金といたしまして、秋から行う接種券の追加分となります。

次に、目、国庫補助金、土木費国庫補助金、説明欄、社会資本整備総合交付金、括弧といたしまして都市計画関連でございます。こちらは814万2,000円を減額補正するものでございます。こちらは再開発支援事業、いわゆる新松田駅周辺地域整備促進支援及び設計業務分での当初予算に対して内示率の減少による減額補正となるものでございます。

次に、目、教育費国庫補助金、節、保健体育費国庫補助金につきましては、当初予算計上のスポーツ振興補助金につきまして不採択ということになってしまいましたので、ここで200万円の歳入を減額するものでございます。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、総務費補助金、説明欄、市町村事業推進交付金でございます。こちらは鳥獣保護管理対策事業費20万円の補正でございます。歳出の有害獣防護柵設置費補助金、２分の１の補助事業となります。

続きまして、目、民生費補助金、説明欄、地域医療介護総合確保基金（介護分）でございます。事業費補助金につきましては、歳入同額の4,115万1,000円を補正するものでございます。町内に整備する介護サービス事業所の整備にかかる費用や開設準備経費に伴うものでございまして、10分の10の補助事業となります。

続きまして、14、15ページになります。項、県補助金、目、民生費補助金、説明欄、子ども・子育て支援交付金、国庫同額の47万3,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、目、農林水産業費補助金、説明欄、水源の森林づくり協力協約推進事業補助金５万8,000円を補正するもので、歳出の森林整備分に対し、ここで補正をさせていただくものでございます。

続きまして、目、教育費補助金、節、幼稚園費補助金、説明欄、教育支援体制整備事業費補助金25万円を補正するものでございます。歳出の感染症対策事業費の松田幼稚園分に伴う補正で、２分の１の補助事業となります。

次に、款、項、寄附金、目、特定寄附金、説明欄につきましては、まち・ひと・しごと創生寄附金で３件分3,210万円を補正するものでございます。

続きまして、款、繰入金、項、基金繰入金、目、新松田駅周辺整備基金繰入金につきましては、補助金の減額によりですね、ここでその同額814万2,000円を基金より繰り入れるための補正を行うものでございます。

続きまして、款、項、目、繰越金、節、前年度繰越金につきましては、令和４年度決算に伴い令和５年度の繰越金が確定したので、ここで２億4,510万8,000円を増額補正をし、総額３億8,510万8,000円とするものでございます。

次に、款、諸収入、項、事業収入、目、ハーブガーデン収入につきましては、説明欄、ハーブ館収入を1,536万5,000円減額補正するものでございます。本件につきましても、指定管理者の選定に伴い、ここで減額補正するものでございます。続きまして、諸収入、雑入の過年度収入では、低所得者介護保険料軽減負担金過年度収入10万5,000円、障害者医療費国庫負担金過年度収入41万5,000円をここで補正するものでございます。

続いて、款、項、町債、目、節、臨時財政対策債につきましては3,021万6,000円の決定額となりましたので、ここで978万4,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、歳出になります。16、17ページになります。初めに、款、総務費、項、総務管理費、目、財産管理費、説明欄（３）庁舎管理費の需用費、いわゆる光熱水費でございます。物価高騰等に伴い、年間必要となる推計値から庁舎の電気料につきまして、ここで479万6,000円を増額補正するものでございます。また、説明欄（６）旧寄中学校管理経費につきましても、物価高騰に伴

い、年間の必要容量の推計値から電気料40万5,000円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、目、企画費、説明欄（３）まち・ひと・しごと創生寄附金事業では、町の啓発方法の一つでもございます民間の広報媒体からの寄附を頂いておりますので、ここで企業版ふるさと納税の推進委託料として２万2,000円を補正するものでございます。

款、総務費、項、徴税費、目、賦課徴収費、説明欄（１）一般経費の手数料でございます。こちらにつきましては、金融機関窓口収納手数料を9,000件分でございます。今回ですね、297万の減額補正をするものでございますが、県内全市町村と金融機関との調整がですね、ここでつかなかったことからですね、松田町におきましても、予算をここで見送るということになりましたので、ここで減額補正をさせていただくものでございます。

次に、説明欄、償還金利子及び割引料でございます。過誤納還付金及び還付加算金につきましては200万円の増額補正となります。この時点におきまして、還付金が見込みより足らないことが判明したことから、今後の想定額を踏まえて、ここで200万円を増額補正するものでございます。

続きまして、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、説明欄（３）一般事務経費でございます。こちらは健康福祉センター雨水縦管修繕といたしまして27万6,000円を補正するものでございます。こちらにつきましては当該のセンターはですね、開設から25年を経過しており、劣化により器具等が外れているところなどが見散され、また、縦管が10メートルほどありですね、倒れることも想定されるため、ここでですね、地震やこれからの災害対策を含めて補正をするものでございます。

次に、説明欄、一般事務経費の委託料として、こちらは物価高騰等に伴い、こちらも年間必要となる推計値から健康福祉センター指定管理委託料、いわゆる電気料の高騰分につきまして257万7,000円を増額補正するものでございます。次に、工事請負費につきましては、健康福祉センター非常照明設備補修工事165万円の補正となります。こちらにつきましては、令和５年３月にですね、

健康福祉センターにおきまして、建築基準法第12条に定められた特殊建築物の定期報告に伴う調査、検査が行われました。その時点でですね、神奈川県から指摘事項があり、今後の是正に向けた計画を至急出すようにということも踏まえましてですね、ここで改善をするための工事を行うものでございます。

次に、負担金補助及び交付金につきましては、社会福祉法人への補助金として450万円を補正するものでございます。こちらは社会福祉法人が運営する施設、寄地区の特別養護老人ホーム、レストフルヴィレッジにつきまして、利用者が減少傾向にあり、運営的にも非常に厳しい状況にあり、施設としてですね、経営を強化するため、施設の増床を進め、神奈川県に承認申請を提出し、８月上旬にですね、承認を頂いたということでございます。町としてもですね、町民の方が入所している介護保険施設であり、高齢化社会が進んでいる中で重要な施設として捉え、こちらは社会福祉法人への助成に関する条例がございます。第３条に基づき、当該法人への補助金を交付するものでございます。主な交付内容につきましては、当該施設の10床の増床に伴い必要となる機材やエアコン整備などに伴う事業として補助金を交付するものでございます。

次に、説明欄（２）介護保険事業特別会計繰出金につきましては、介護給付費分や繰出、介護給付費分の繰出金や職員給与費等繰出金の実績に伴い1,383万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、18、19ページになります、わたりますが、目、老人福祉総務費の説明欄、負担金補助及び交付金につきましては、地域医療介護総合確保基金補助金でございます。町内に整備する介護サービス事業所の整備にかかる費用、また、その開設準備、10分の10の補助事業で、ここでは歳入同額の4,115万1,000円を補正するものでございます。

目、障害者福祉費、説明欄（３）障害福祉サービス等の給付費事業の償還金利子及び割引料につきましては、実績に伴い、また、障害自立支援給付費国庫負担金につきましては547万4,000円、また、障害児施設給付費等負担金国庫返還金といたしまして58万4,000円の増額補正をするものでございます。

次に、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費、説明欄、償還金利子及び割引

料といたしまして、子ども・子育て支援交付金や子育てのための施設等利用給付費負担金の国・県返還金等について、令和４年度分の負担金の確定に伴い、ここで291万4,000円を補正するものでございます。

また、目、児童福祉総務費の説明欄（９）会計年度任用職員給与費の職員手当につきましては、学童保育事業に伴う期末手当分64万5,000円を、ここで増額補正するものでございます。

続いて、目、児童福祉総務費、説明欄（10）感染総合対策事業では、ハンドソープや検査キット等の消耗品費55万円、こちらは学童、子育て支援センター等、また保育環境改善等事業費補助金80万円、こちらは、さくら保育園、なのはな保育園への消耗品や備品等に伴う補正となります。

次に、目、児童措置費、説明欄（３）児童手当事業につきましては、事業実績に基づき、ここで国庫負担金及び県費負担金の返還金といたしまして371万5,000円を補正するものでございます。

続きまして、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費、説明欄（２）感染症予防事業の償還金及び割引料につきましては、令和４年度分の感染症予防事業費等国庫補助金の確定に伴い、41万3,000円を補正するものでございます。

続きまして、説明欄（４）でございます。未熟児等養育医療費助成事業では、20、21ページになりますが、償還金利子及び割引料といたしまして、事業の国庫の確定に伴い、24万5,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、説明欄（１）新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業につきましては、町村共同システムアウトソーシング等負担金、秋の接種券の追加分といたしまして、ここで33万円を補正するものでございます。

続きまして、償還金利子及び割引料にいたしましては、こちらは、令和３年度分からの繰越分の新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費国庫補助金の確定に伴い、ここで10万9,000円を補正するものでございます。説明欄（２）新型コロナウイルスワクチン接種事業の償還金利子及び割引料につきましては、接種体制事業の返還金といたしまして408万8,000円をここで補正するものでございます。

続きまして、保健衛生費、目、環境対策費、説明欄（４）鳥獣防除対策事業では、有害獣防止柵設置材料費補助金40万円の補正でございます。こちらは、利用者の増加が見込まれるため、ここで増額補正するものでございます。市町村振興補助金といたしまして、２分の１の補助事業となります。

続きまして、農林水産業費でございます。林業費、林業振興費の説明欄、水源の森林づくり協力協約推進事業費、事業補助金につきましては、当初予算に対し、単価上昇に伴う森林整備補助金といたしまして、ここで６万3,000円の増額補正をするものでございます。

次に、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費、説明欄（３）の商工振興対策事業では、店舗リノベーション支援補助金といたしまして、こちらも利用者の増加が見込まれるため、ここで50万円の、１件分を補正するものでございます。

続きまして、目、観光振興費でございます。説明欄、委託料でございます。桜まつり交通誘導委託料につきましては、こちらの指定管理者の選定により、ここで348万円を減額補正するものでございます。

続きまして22、23ページになります。公園管理費の説明欄（２）西平畑公園管理費につきましては、こちらも指定管理者の選定に伴い、ここで委託料の西平畑公園入園料徴収委託料ほか総額といたしましては1,566万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、説明欄（３）になります。ハーブガーデン管理費においても、指定管理者の選定に伴い、賄い材料費や仕入れ費等の減額補正をここで実施するため1,020万9,000円の減額補正を行うものでございます。説明欄（７）会計年度任用職員給付費につきましても、ハーブ館運営従事者報酬といたしまして449万3,000円を減額補正するものでございます。

次に、24、25ページ、款、土木費、項、都市計画費、目、都市計画総務費につきましては、積立金といたしまして、新松田駅周辺整備基金積立金１億5,000万円を補正するものでございます。こちらは、社会資本整備交付金の補助内示率の減少や物価高騰等に伴う燃料費ほか、増額等の影響を加味し、ここ

でですね、積立てをするものでございます。

　続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費、説明欄、償還金利子及び割引料では、令和４年度分の給付金の確定に伴い、ここで国・県の返還金といたしまして合わせて23万9,000円を補正するものでございます。

　続きまして、説明欄（９）になります。教育整備、教育施設整備事業の積立金でございます。教育施設整備基金の積立金につきましては、ここで5,000万円を積立て増しをし、補正するものでございます。今後の見込みの数値からですね、この額を、5,000万円を積み立てるものでございます。

　次に、項、小学校費、目、寄小学校費につきましては、物価高騰等に伴い、こちらも電気料の推計値から、ここで128万円を増額補正するものでございます。また、松田小学校費につきましても、電気料の推計値をもとにですね、450万円を増額補正するものでございます。

　中学校費の松田中学校費につきましてもですね、電気料等の推計値から、ここで320万円を補正するものでございます。

　次に、松田幼稚園費でございます。（６）の感染症総合対策事業では26、27ページになります。こちらはですね、歳入の教育支援体制整備事業費補助金、この２分の１を活用し、消毒用のアルコールほか消耗品費として50万円を補正するものでございます。

　続いて、項、保健体育費、目、保健体育総務費、節、委託料、説明欄（３）スポーツツーリズム推進事業として歳入のですね、企業版ふるさと納税を活用した事業として、新たにスポーツツーリズムの推進委託料を計上し、当初予算のスポーツコミッションの運営委託料につきましては、不採択ということもありましたので、その部分は減額をし、新たな事業を展開するという形で予算を計上しているものでございます。

　続きまして、款、項、目でございます。予備費でございます。予備費につきましては、573万の増額補正となり、総額3,324万4,000円となるものでございます。

　そして、28ページから33ページにわたりまして、給与費明細書を添付させて

いただいており、34ページに債務負担行為の関係調書、また35ページに地方債の見込みに関する調書を添付させていただきました。そして、36、37ページにつきましては、100万以上の工事費に伴う説明資料として添付をさせていただきましたので、よろしくお願いします。

以上、一般会計補正予算（第３号）につきまして、御審議よろしくお願いをいたします。

議　　　　　長　　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

１０番　齋　　藤　　１点だけ、ちょっとお聞きしたいんですけど、この、ハーブ館が企業のほうに委託されて、移されてますので、どんどんと、この収入も減ったり、支出も減ったりしておりますけども、今、ハーブ館の中の改装が行われているとお聞きしてるんですけど、トイレを新しくしたりとか。その辺を企業にやらせておいて、そこの企業のお金を使っているんですから、町の施設としてお金をそこにつぎ込んだときの、その施設の権利みたいなもの、その辺がどうなっていくのかが、ちょっと分からないんで、お願いできますか。

観光経済課長　　今の御質問なんですが、確かにハーブ館のトイレ、鉄扉といったものが今、塗り直したりをしております。それは、男女の識別ではないんですが、色を間違えて、男性が女性のほうのトイレに入ったり、その逆だったりしているものですから、指定管理者が自主的に整備したものでございます。その分については、町と指定管理者の話合いによりまして、帰属というような形になっております。現在の整備した分については帰属というような形になっております。以上です。

１０番　齋　　藤　　じゃあ、町に寄附してるみたいな形で動いているという理解でよろしいですか。そういうのが幾つか今後出てくるかとは思うんですけど、例えば、先ほど福祉施設にお金を出したりとかって、いろいろありますよね。その町が民間に今度お金を出したりする。町の施設に民間がお金出したりしています。その辺のその基準というか、そういうものはどうなっているんですかね、全体で。ここはよくてここは駄目でとか、ここにはお金を出してもいいとかっていう、基準はどのようになっているんですか。

福　祉　課　長　　福祉課のほうのレストフルのほうに出す補助金関係なんですけども、こちらにつきましてはですね、既に町のほうにある条例でですね、社会福祉法人への助成に関する条例というのがございまして、その中で、社会福祉法人のほうにですね、予算の範囲内でということはありますけど、町から補助をしていいというものがございます。今回、また、整備に関するものでお出ししておりますので、これについては条例に基づいて行っているものになります。

１０番　齋　　藤　　だから、出すのはいいんですけど、何かそういった、その、町の施設は民間に今、先ほどの件でやらせてますよね。民間の企業にお金も出してますよね。そういった、そのすみ分けというか、一つ一つ、常にやらなきゃ、計算というか、考えて、そこでやっていくものなのか、全く、どこかそういうところに線引きがあるのかどうかっていうことが、ちょっと確認したかっただけなんですけど。

まちづくり課長　　質問が大分ちょっと多岐にわたっている感じもするんですけど、すみません、ちょっと担当として分かる範囲でお話をさせていただければと思います。大きく考え方として、今、少し一緒になってしまっているのが、事業を民にやっていただく部分、これ一つ言葉としては、ただ委託っていう言葉もありますよね。指定管理の委託の場合というのは、協定書に基づいて、またあと、施設に関わる設置条例がありますので、これの考え方の中で、いわゆる協定も含めて、約束事の中で整理をされていくものです。例えば、じゃあ民が担う事業、例えば福祉的な事業もいろいろ、私はあまり福祉詳しくないんですけど、保育園、例えば保育園をつくったときに、やはり国やいろんなところから、しっかり補助金をもらって、町としての支出もあって、これを担っていただくための投資もしていますよね。考え方としては、事業を民が担う場合と、あと民にやっていただいているんですけども、それは指定管理、委託という要素、これをひとつ切り分けていただいてお考えいただければ分かりやすいのかな。指定管理の委託の場合は、先ほど申し上げたように、協定もそうですし、条例に基づく協議もそうでしょうし、こういったもので、投資した部分というところの帰属、これはそこそこで定めていくものかなという、私は整理で思っておりま

す。

議　　　　　長　ほかにございますか。

６　番　井　上　ページ４ページですね、のところで、繰越明許費の中で、スポーツツーリズム推進事業、これはですね、歳出のほうのですね、27ページのところともですね、ちょっと関連するんですけども、事業内容等から教えていただきたいと思いますが、まず、４ページのですね、繰越明許費のほうは、まだ今、８月の段階ですよね、繰越明許費というのは、この年度内でですね、執行ができないというふうに見込まれる場合ですね、繰越明許費で対応するというふうに理解をしておりますが、なぜこれが繰越明許費なのか。今の段階で、約半年ですね、経過した段階で、ここで新たに、今までのスポーツコミッション運営委託というものから、これが事業不採択になったのでスポーツツーリズム推進委託料ということに切り替えになったと。それに伴って、財源的にも寄附金のほうが、特定寄附金を財源とするということであればですね、新たな事業であれば、で、今年度内に終わらないという見込みであればね、継続費の設定というのが望ましいのではないかなというふうに思うんですね。ただ、それを、なぜ、ここで繰越明許費にされたのか。そのスポーツツーリズム推進事業の中身自体が、こういうふうに、ある程度ですね、半年じゃ終わらない事業を見込まれたのであれば、12月とかですね、３月の時点で繰越明許費という補正予算は理解できますが、全くこれは、スポーツツーリズム推進委託料というものの事業内容が新しいものであって年度内に終わらないというものは、継続費とすべきではないかというふうに思います。ですので、なぜ繰越明許費となったのか。また、そのスポーツツーリズム推進委託料で、ここで新たに3,000万円の補正となった、その事業内容、事業の性格、内容等からですね、その辺もちょっと理解できる部分があるのかなというふうに思いますので、詳細の説明をお願いいたします。

参事兼政策推進課長　まずですね、繰越明許費につきまして、１つの…は継続費という今、話がありましたが、継続費は年度年度の事業を確定をし、それをもって必ず継続するということで普通継続費を立てるので、今回の事業につきましては、スポーツ

ツーリズムということで、スポーツと観光を年間通してやっていきたいと、ような相手方の事業展開がございまして、もしかしたら年度内に終わる可能性も、もしくはあるかもしれません。ただ、相手方の年間を通してのいろんなイベント、またスポーツを介してやるということで、なるべく年度内に終わらせたいこともあるんですけども、いろんな事業が重なる中でですね、来年どうしても…という可能性があるということも踏まえて、今回は繰越明許費、その性質をですね、させていただいたということで、合わせて計上したものでございます。以上です。

教　育　課　長　事業内容につきましては、教育費ということで、私のほうから御説明をさせていただきたいと思います。

　まず、スポーツツーリズムというのが、どういったものかという簡単に御説明をさせていただきます。スポーツの観戦や参加を目的として、その地域を訪れる観光活動というふうな定義がされております。スポーツの観戦や参加を目的として、その地域を訪れる観光活動というような定義がなされております。そのためにはですね、町民の方にまず運動…町民の方にまず運動習慣を継続的に積極的に取り組むことのできる環境づくりを整備し、環境を整備し、相乗効果、波及効果を起こすことによって、スポーツを核としたまちづくりというものを推進し、町の活性化を図っていくというような、大きな目的がございます。その中で、マーケティングから始まり、アセスメント、町の強みを生かした誘客イベントの、イベント事業の実施、それらをトータルして提案して、さらに伴走を…や担うべき領域をしっかりと受け持ってくれるような、今の段階では提案を受けて、事業を実施していく予定でございます。見て知って楽しんで、また来てもらうような相乗効果のあるようなサイクルをつくり出す仕掛けをですね、これからしていくというところでございます。

　具体的にはですね、松田町で言えば、地域資源であるボルダリングであるとか、グラウンドあります、また屋内運動場を活用してサッカーであるとかフットサル、ソフトボールなどをですね、アウトドアスポーツですね、また、卓球であるとかバドミントンなどのインドアスポーツ大会の実施であるとか、そう

いった…また、自然を生かしたサイクルスポーツなど、いろいろなものが考えられるというところで、現在、様々な展開をイメージしております。それをどう展開し開催していくかというのはですね、我々といたしましても、現在、プロポーザルを視野に入れて考えているところでございます。また、様々な取り組みゆえ、季節というのも一つ考慮に入れなければいけないというところで、こういう暑い時期にはなかなかできないものがあります。そういったものを考えてですね、通年を通じて実施をして取り組んでいくというふうな事業実施を考えております。以上でございます。

参事兼政策推進課長　ちょっと補足的になります。この事業につきましては、スポーツコミッションに関する事業ということで、今、町として、相手方のですね、寄附によって、こういうものに充ててもらいたいという中での計画でございますが、まず、スポーツコミッション事業という観点で、要は、松田町でですね、合宿をしてもうための誘致、あるいは町民とですね、交流ができる場を創出する事業展開、そしてスポーツを通じて地域内での協力や連携が醸成されてですね、経済循環が図られるという提案を求める事業がまず一つあります。そのための実証実験をどのようにやっていくかというのを、先ほど言いましたプロポーザル方式の中で提案を求めるというものがございます。

もう１つがですね、今ですね、中学校の部活動等の移行が叫ばれている中でですね、その移行に伴うプログラム等を通じてですね、様々なコミュニティーの活性化と子供の健全育成を図るために、どのような企画提案がされるかというところも求める事業が２つ目。

３つ目にですね、スポーツによる地域活性化とプロモーション、イベント等を通じて、松田町の様々な地域課題にどのように解決に向けて取り組んでいくかというための事業展開を企画提案をしてもらうための事業が３つ目になります。

総合的に、このような事業を松田町として展開するために企画提案を求めるプロポーザルを早急にやっていきたいというふうに考えている事業でございます。以上です。

６　番　井　　上　ちょっと全体、総合的な話としてはですね、理解できるんですけれども、例えば、じゃあこれをですね、委託料ということですので、どういうふうな団体を想定をしていられるのか。プロポーザル方式でということであればですね、今、説明を頂いたのは、一応全部ですね、プロポーザル提案をしていただくと、その中から町のほうでそれぞれの提案を採択をしていくということで考えればいいのか。あとですね、今、様々な説明、教育課長と政策推進課長のほうから頂いたんですけれども、これらはですね、全部一体、一つのですね、委託先なのか、それとも、それぞれ、提案の内容とかですね、そのスポーツのほうも、観光から学校の部活動に対する企業提案等の、企画提案等のですね、説明がありましたが、全部一体のものとしてですね、委託先を決定をしていくのか。それぞれの内容に伴ったですね、部分で適正な委託先をですね、それぞれ考えていくのか、あたりがですね、ちょっと見えてこないと、全体的にどういう…この予算の3,000万という委託料としてはですね、大きい金額だと思います。どのように、その辺を考えておられるのか、お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長　質問ありがとうございます。そうですね、3,000万という事業なのでということもあります。その中で、町としては、先ほど言った、１、２、３つ、確実に一体化しての事業展開として募集をする形で今考えています。先ほど、私のほうが、スポーツコミッションに関する事業と中学校の部活動の移行に関するモデル事業、そしてスポーツによる地域活性化とプロモーション、それに対するプロモーションやイベントの企画の実施という、この３つを総合的に企画提案をしてくれている事業者さんを募集するために、プロポーザルでやると。なおですね、このような事業を大きく展開している、スポーツ関連とか企画提案の会社は結構います。ほかの市町村でも、例えば平塚市なんても、結構動いてますので、そういうところが提案してくれるという形で私は考えておりますので、広く募集するために、プロポーザル方式ということを考えておりますので、早い段階で要項、要領をつくってやっていきたいというふうには考えております。以上です。

６　番　井　　上　それらを全て網羅して対応できるふうな、できるという企業をですね、決定

をしていくというところでは理解ができました。そうしますとですね、なかなかな、あと期間的な部分ですね、一番最初には繰越明許費ということだったんですけれども、それらをですね、提案、プロポーザル提案を受けてから、それらの選考、それから委託契約ということですと、大分時間がかかるということで、どうしてもその辺は年度内に終わらないために繰越明許費の設定をされたのかなというふうに理解をしたいと思います。そうしますとですね、この事業期間については、現段階ではですね、どの程度の期間を見込んでられるのか、お伺いをいたします。

参事兼政策推進課長　これから募集要領をつくりながら、計画の中では、来年度の四半期ぐらい…ごめんなさい、第１四半期。

町　　　　長　事業についてはですね、９月いっぱいまでにプロポーザルで事業者を決めて、10月から約半年間プラス１か月ということで来年の令和６年の４月を末で考えて募集をしていきたいというふうに考えてます。以上です。（私語あり）

改めて申し上げますと、本年９月ですね、この議会が予算を認めてもらった後にですね、早急にまとめさせていただいて、９月いっぱいまでに事業者を決めさせていただいて、事業者が10月の中旬ぐらいからスタートできるように、けつを令和６年の４月末までに事業を全て、報告書も含めて事業を終わらせていただくということで募集をかけようということで考えてましたので、繰越明許費ということで予算を計上させていただきます。以上です。

６　番　井　上　分かりました。なかなか、大変な期間設定だと思いますが、今のは、９月までにプロポーザル提案を受けて事業者を決定すると。その決定した後、10月から４月末までがですね、今年度の部分の事業期間だと。ですので、３月は超えてしまうので、繰越明許費の設定をされたということで理解はしました。終わります。

議　　　　長　この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

御異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第33号令和５年度松田町一般会計補正予算（第３号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　　　長　日程第10「議案第34号令和５年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）」について、町長の提案説明を求めます。

町　　　　長　議案第34号令和５年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,166万2,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。よろしくお願いいたします。

議　　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長　それでは、説明させていただきます。今回の補正は、歳入に県補助金であります新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金、支出に同補助金で購入予定の備品購入費の増額が主なもので、併せて令和４年度決算に伴い繰越金の補正を行うものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。８ページ、９ページをお開きください。歳入から説明いたします。款、項、目ともに繰越金につきましては、令和４年度決算に基づき、前年度繰越金を274万4,000円増額し574万4,000円とするものでございます。

款、県支出金、項、県補助金、目、総務費補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）として135万5,000円を計上しました。この県補助金は、令和５年度に新たに事業を開始するもの、あるいは同年度の事業規模拡大に伴う整備が補助対象となります。国保診療所では、以前、発熱外来は開催しておりませんでしたが、令和５年５月８日に新型コロナウイルス感染症が５類に移行されたことに伴い、発熱外来を開始したことから、事業規模拡大に伴う整備が該当するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款、総務費、項、施設管理費、目、一般管理費につきましては、備品購入費として147万5,000円の施設用備品を計上しました。購入予定の備品は、ＨＥＰＡフィルター付空気清浄機、ＨＥＰＡフィルター付パーティション、検温、消毒ができる非接触サーモグラフィーカメラを予定してございます。品目ごとに条件や費用の上限額が定められておりますが、原則全額が県費で補助されるものでございます。

款、項、目ともに予備費は歳入と歳出の差額を計上させていただきました。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。日程第10、議案第34号令和５年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　　　　長　　日程第11「議案第35号令和５年度松田町上水道事業会計補正予算（第１号）」について、町長の提案説明を求めます。

町　　　　　長　　議案第35号令和５年度松田町上水道事業会計補正予算（第１号）。

（総則）第１条、令和５年度松田町上水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）第２条、令和５年度松田町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順番で報告します。

支出、第２款、水道事業費用、１億3,467万1,000円、ゼロ、１億3,467万1,000円。第１項、営業費用、１億2,281万9,000円、５万円、１億2,286万9,000円。第４項、予備費、552万9,000円、マイナス５万円、547万9,000円。

（資本的収入及び支出の補正）第３条、予算第４条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,035万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する8,480万円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額及び建設改良積立金で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。科目、既決予定額、補正予定額、計の順で述べます。

収入、第３款、資本的収入、１億690万円、マイナス5,000万円、5,690万円。第１項、企業債、１億670万円、マイナス5,000万円、5,670万円。これも科目、既決予定額、補正予定額、計。支出、第４款、資本的支出、１億3,725万8,000円、444万2,000円、１億4,170万円。第１項、建設改良費、１億2,048万9,000円、444万2,000円、１億2,493万1,000円。

（企業債の補正）第４条、予算第７条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。起債の目的、上水道事業。限度額5,670万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年５％以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資

金について、利率の見直しを行った後については、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えることができる。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正）第５条、予算第９条に定めた経費の金額を次のように定める。科目、既決予定額、補正予定額、計。（１）職員給与費、1,587万6,000円、449万2,000円、計2,036万8,000円。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。以上になります。

議　　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます

環境上下水道課長　それでは、令和５年度松田町上水道事業会計補正予算（第１号）ついて御説明いたします。

今回の補正予算の趣旨でございます。令和５、６年で、宮下水源受変電及び自家発電設備の改修工事を行っております。当初予算でほぼ100％を起債で充当しておりましたが、契約額が確定したことにより、建設改良積立金、残りを起債で充当するように財源更正を行います。その他、職員の異動等による補正を行うものでございます。

それでは、細部説明をいたします。３ページをお願いいたします。令和５年度松田町上水道事業会計補正予算実施計画（第１号）、収益的収入及び支出でございます。款２、水道事業費用、項１、営業費用、目３、総係費について５万円を増額し、項４、予備費を５万円減額しますので、水道事業費用の予定額１億3,467万1,000円については、変更ございません。

４ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款３、資本的収入、項１、企業債について5,000万円を減額いたします。

５ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の支出でございます。款４、資本的支出、項、目ともに建設改良費につきましては444万1,000円を増額します。

続きまして、６、７ページをお願いします。補正予算実施計画内訳（第１

号）の収益的収入及び支出を説明いたします。それでは、支出でございます。款２、水道事業費用、項１、営業費用、目３、総係費、節３、手当等につきましては、当初予算に対する不足分でございます。

続きまして、８、９ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入でございます。款３、資本的収入、項、目、節ともに企業債につきましては、当初予算でほぼ100％起債を予定しておりましたが、宮下水源受変電及び自家発電設備の改修工事の契約額が確定したことにより5,000万円を建設改良積立金、残りを起債で充当するように財源更正を行うものでございます。

続きまして、10、11ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出でございます。款４、資本的支出、項、目ともに建設改良費につきましては、水道担当職員の異動により１名の増となったことでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　　　　長　　担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

６　番　井　　上　　１点ですね、当初予算ではですね、当初では、４ページのところですね、企業債、１億670万円の企業債を予定をしていました。ここの宮下水源のほうのですね、事業が確定をしたということで5,000万円を減らしたということですけれども、これは当初から、事業費が確定をした際はですね、減らすという見込みだったのか、なぜ、ここでですね、当初の企業債を減らしたのか、その理由がですね、ちょっと明確ではないので、その理由の説明とですね、建設改良積立金をですね…によるという説明が１ページのほうであると思いますが、この、何で企業債を減額をしてまでですね、あと建設改良積立金をですね、利用して収入の財源とするようになったのか、その点についてお伺いをいたします。

環境上下水道課長　　まず入札を行った上で、金額が分からなかったので、予算の時点では起債を充てるというような形にしておりました。建設改良積立金のほうが、令和４年度の末で１億6,850万円ございます。（私語あり）１億6,850万円ございます。今回、この宮下水源は町の中でも一番の主要な施設でございますので、その施設の建設改良費ということでございますので、この積立金を使うのが適当であ

るというふうに判断を行いまして、このタイミングで補正をさせていただきました。以上です。

６　番　井　　上　そうしますと、この建設改良積立金の中には、１ページのところでですね、資本的収入額が、１ページの第３条のところで資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が8,480万円だというふうに書いてありますので、この部分、8,480万円が不足するんだということで理解はしましたが、今の建設改良積立金はですね、令和４年度末、１億6,850万円をですね、この企業債を5,000万円減額したことに対して、じゃあこの１億6,850万円のうち幾らをですね、不足するですね、需要に充てるのかというところが分かりましたらお願いをしたいと思います。

環境上下水道課長　今回の5,000万円を充てるということでございます。以上です。

６　番　井　　上　じゃあそのまま、本来の企業債、当初の企業債１億670万円で、それをですね、5,670万円に減額をし、残りのですね、5,000万円減額した部分が建設改良積立金をですね、取り崩して１億6,850万円の積立金の中から5,000万円をその企業債減額分の代わりに充当をするということでよろしいですか。はい、分かりました。

議　　　　　　長　ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。日程第11、議案第35号令和５年度松田町上水道事業会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　　　　長　日程第12「議案第36号令和５年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）」について、町長の提案説明を求めます。

町　　　　　長　議案第36号令和５年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。よろしくお願いいたします。

議　　　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長　それでは、令和５年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。

それでは、６、７ページ、歳入をお願いいたします。先に下段の款、項、目ともに繰越金の前年度繰越金につきましては、令和４年度の決算が確定したことにより減額するもので、流域下水道維持管理費負担金に含まれます燃料費高騰が主な原因でございます。

続きまして、上段の使用料及び手数料、使用料、下水道使用料の滞納繰越分につきましては、収納対策を強化しておりますので増額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　　　　長　担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第36号令和５年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議　　　　　長　日程第13「議案第37号令和５年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、町長の提案説明を求めます。

町　　　　　長　議案第37号令和５年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）。

令和５年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,193万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,657万4,000円とする。

２、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。よろしくお願いいたします。

議　　　　　長　町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福　祉　課　長　それでは、令和５年度介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について御説明いたします。令和４年度の介護保険事業の実績が確定し、一般会計繰入金の精算、一般財源となる繰越金の受入れ、特定財源の精算、償還が今回の補正の主なものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。８ページ、９ページをお開きください。歳入から説明いたします。款６、繰入金、項１、一般会計繰入金、目１、介護給付費繰入金、以下、目２、その他一般会計繰入金、目３、地域支援事業費繰入金、目４、低所得者保険料軽減繰入金を合わせ、補正額1,383万3,000円の減とし、先ほど一般会計補正予算で御議決賜りました介護保険事業特別会計繰出金と同額の額を減額するものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費に対する町の公費負担割合は12.5%となりますので、目１、介護給付費繰入金、節１の現年度分介護給付費繰入金は、前年

度の受入額との差929万1,000円を補正し、精算するものでございます。

目２、その他一般会計繰入金における職員給与費等繰入金、事務費繰入金については、前年度実績により精算するものでございます。

目３、地域支援事業費繰入金、節１、地域支援事業費等繰入金の説明欄にあります介護予防・日常生活支援総合事業地域支援事業費繰入金については12.5％分を、またその下、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業費繰入金については19.25％を受け入れていることから、それぞれを実績に応じ精算するものでございます。

また、目４、低所得者保険料軽減繰入金についても実績に応じた精算となります。

款７、諸収入、項４、雑入、目２、過年度収入につきましては、地域支援事業における第２号被保険者の介護保険料の過年度分について、社会保険診療報酬支払基金より不足分を受け入れるものでございます。

また、款８、項１、目１、繰越金につきましては、前年度の実績収支額が8,534万9,902円となり、今回の歳出額との差額5,534万9,000円を増額させていただき、補正させていただいたものとなります。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。歳出になります。款１、総務費、款２、保険給付費、順番が前後しますが、款５、地域支援事業費につきましては、歳入、一般会計からの繰入金の減額に伴う財源補正となります。

款４、諸支出金、項１、償還金及び還付加算金、目４、償還金につきましては、令和４年度の実績額のほうが確定しましたので、特定財源を精算し、返還するものでございます。

説明欄を御覧ください。介護給付費における国庫負担割合につきましては、施設等給付費では15％、居宅等その他サービス給付費分については20％でございます。その下、支払基金のものに関しましては、実績において27％を繰り入れるものとなります。その下、地域支援事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業について、国庫負担が25％、県費が12.5％、支払基金が27％となっております。また、包括的支援事業の国庫負担につきましては38.5％、県費について

は19.25％、おのおの負担割合により精算し、前年度の受入額との差額を返還するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。款６、予備費、１、予備費、目、予備費につきましては、歳入歳出の差額分についてを計上しております。

説明は以上となります。審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　　　長　担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり ）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり ）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第37号令和５年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩とします。午後３時より再開いたします。　　（14時43分）

議　　　　長　休憩を解いて再開します。　　（15時00分）

日程に入る前に連絡事項を申し上げます。令和４年度各会計の決算認定が提出されておりますので、鍵和田毅志代表監査委員に議場への出席をしていただいております。

お諮りいたします。日程第14「認定第１号令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第22「認定第９号令和４年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」までは、監査委員の決算審査意

見書が一括提出されておりますので一括議題とし、町長の提案説明の後、監査委員の審査報告をお願いします。その後、各会計別に担当課長の細部説明、質疑、討論、採決の順に個別に審議を進めさせていただきたいと思います。このように取り計らって御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。一括議題・個別審議とすることに決定いたしました。

議　　　　長　日程第14「認定第１号令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第15「認定第２号令和４年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第16「認定第３号令和４年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第17「認定第４号令和４年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第18「認定第５号令和４年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第19「認定第６号令和４年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第20「認定第７号令和４年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第21「認定第８号令和４年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第22「認定第９号令和４年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町　　　　長　それでは、ただいま議長から一括議題という御指示を頂きましたので、認定第１号から認定第９号まで提案説明をさせていただきます。認定第４号の上水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての提案説明だけがほかの８会計と異なっておりますので、全て朗読させていただきます。認定第４号を除く８会計につきましては提案説明が同じですので、初めに認定第１号令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定については、全て朗読をさせていただきます。認定第２号の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第８号用地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてまでは、提案説明を省略させていただきます。認定第９号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

については、最後になりますので全て朗読させていただきますので、このような要領にて提案説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは１枚目の認定第１号から順に提案させていただきます。

認定第１号令和４年度一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方自治法第233条第３項の規定により認定されたい。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。

認定第２号令和４年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。続きまして、認定第３号令和４年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

続きまして、認定第４号令和４年度松田町上水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

令和４年度松田町上水道事業会計決算が別冊のとおり松田町環境上下水道課長から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たので、地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき、令和４年度松田町上水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第４項の規定に基づき、令和４年度松田町上水道事業会計決算を認定されたい。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。

認定第５号令和４年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第６号令和４年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第７号令和４年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。認定第８号令和４年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第９号令和４年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和４年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり松田町会計管理者から提出され、これを監査委員の審査に付してその意見を得たの

で、地方自治法第233条第３項の規定により認定されたい。

令和５年８月22日提出、松田町長　本山博幸。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議　　　　　長　町長の提案説明が終わりました。これより監査委員の審査報告を求めます。

代表監査委員　鍵和田毅志君。

代表監査委員　それでは３ページをお開きいただきたいと思います。そちらに監査報告書が印刷してございますので、それを読み上げて監査報告に代えさせていただきます。

松監第１号、令和５年７月28日、松田町長　本山博幸殿。松田町代表監査委員　鍵和田毅志。松田町監査委員　中野博。

令和４年度松田町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び上水道事業会計決算並びに基金運用状況審査意見書の提出について。地方自治法第233条第２項並びに地方公営企業法第30条第２項の規定により審査に付された、令和４年度松田町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに上水道事業会計決算書、その他の関係証書類について審査し、また地方自治法第241条第５項の規定により基金運用状況を審査したので、その意見を次のとおり提出します。

令和４年度松田町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び上水道事業会計決算並びに基金運用状況審査意見。

審査の対象。１、一般会計。令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算。２、特別会計。令和４年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、同じく、令和４年度松田町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算、令和４年度松田町寄簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、令和４年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算、令和４年度松田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、令和４年度松田町用地取得特別会計歳入歳出決算、令和４年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算。３、公営企業会計。令和４年度松田町上水道事業会計決算。４、令和４年度松田町一般会計並びに特別会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書。５、令和４年度松田町上水道事業会計損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照

表。６、松田町定額資金運用基金運用状況。

審査の期間。令和５年７月10日から18日までの６日間。

審査の基本的態度。町長から提出された令和４年度松田町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書並びに上水道事業会計決算、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書及び貸借対照表等の審査に当たっては、関係法令の規定に従い、決算計数の正否、出納行為の適法性及び予算執行手続等の適否について、関係諸帳簿及び証書類等を審査するとともに、必要に応じ関係者の説明を聴取し、併せて例月出納検査時の資料を、次のページでございます。活用し、厳正かつ普遍的な審査を実施した。また、定額の資金を運用するための基金の運用状況の審査に当たっては、計数の正確性及び運用の適正かつ効率性について、同様に審査を実施した。

審査の結果。１、町長から審査に付された各会計決算書、財産に関する調書及び関係諸帳簿、同証書類等を精査したところ、いずれも正確に記載され、その内容も適正なものと認められた。２、本審査を通じて確認した予算の執行については、一部事務手続に改善を要するものを除き、関係法令に準拠して行われており、適正と認められた。

決算の概要。令和４年度の一般会計ほか特別会計及び企業会計は、予算現額91億1,619万9,000円に対し、決算額は歳入で87億7,802万7,000円、一般会計57億4,458万9,000円、特別会計ほか30億3,433万8,000円、歳出では81億4,296万8,000円、一般会計52億7,681万3,000円、特別会計ほか28億6,615万5,000円となり、歳入歳出差引額６億3,595万9,000円、一般会計４億6,777万7,000円、特別会計ほか１億6,818万3,000円が翌年度に繰り越されており、健全性は維持されているものと認められた。

また、予算の執行状況は、一般会計の執行率87.98％、前年度93.80％、上水道事業会計を除く特別会計が92.02％、前年度92.63％、上水道事業会計では90.08％、前年度86.01％の執行率となっている。執行内容としてはおおむね適正になされているものと認められた。工事等事業執行に当たっては、当初計画、

仕様等を十分に踏まえ、最も安価で適正な方法が選択されていた。

３でございます。基金の運用状況を示す書類については、審査の結果、計数は誤りのないものと認められ、その運用は所期の目的に沿ってなされており、関連する事務の処理は、全ての重要な点において適正に行われていると認められた。

４、審査における指摘事項。教育費は全体的に不用額が多い。執行できなくなった理由はあるのは分かるが、当初予算に計上した理念に基づき事業を執行すべきであり、また、教育費の各費目で不用額が多い状況は芳しくなく、予算積算が過剰であると言える。教育費の予算が適切に計上されていれば、その分を他の行政サービスに係る予算に計上できたことに鑑み、予算積算を見直されたい。

（２）です。酒匂川健楽ふれあい広場は、長期間にわたって使用できない状況にあるため、廃止を含めた施設の将来的な方針を決定されたい。

（３）特産品開発事業補助金については、令和４年度決算を含め補助金の交付実績が数例あるが、今のところ町の特産品として大成したものはない。公金を使っている以上、成果を問われることになるため、審査基準を見直されたい。また、補助金交付後の状況を検証されたい。

（４）国民健康保険診療所事業特別会計では、財政調整基金からの繰入れをしなければ赤字収支になっている。診療収入を増加させる方策を検討し、健全な会計運営になるよう努められたい。

（５）番目でございます。上水道事業会計では、水道使用料の滞納額が1,000万円近くにも増えているため、未収金対策を強化されたい。また、その他の会計についても、自主財源の確保と税負担の公平性の観点から、収納体質の強化を図られたい。

以上でございます。

議　　　　　長　　監査委員からの審査報告が終わりました。（発言を求める声あり　）田代君、何かありますか。

５　番　田　　代　　議長にお諮りいたします。私の記憶では、決算並びに基金運用状況審査意

見書、これについて、慣例では特別なことがない以外は質問はしないということになっております。このような慣例がありますが、決算書４ページをお願いしたいと思います。決算書４ページの監査報告の中の中段になります。４番、審査における指摘事項。この関係で代表監査委員のお考えをもう少し具体的にお伺いしたいということですので、よろしくお願いいたします。

議　　　　　長　皆さんにお諮りいたします。ただいま田代君より監査報告について、特に質疑したい旨、申出がありました。許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。田代君の質疑を許可します。

５　番　田　　代　ありがとうございます。それでは、４ページの４番を…ごめんなさい、４ページの４、その（４）です。そこを見ていただきたいと思います。国民健康保険診療所事業特別会計では、財政調整基金からの繰入れをしなければ赤字収支になっていると。診療所収入を増加させる方策を検討、診療収入を増加させる方策を検討し、健全な会計運営になるよう努められたいと、このように指摘されております。

具体的には252ページをお願いしたいと思います。252ページが診療所の収入の決算になっております。そこの一番上段、診療収入2,646万円ほど入っております。指摘事項では、３番の繰入金、ここでは基金繰入金と入ってますが、それ以外に一般会計からの繰入金、特別会計からの繰入金、合計で968万1,000円、それを補填してます。その半分が基金繰入金ということになっております。単純な考えとして、健全経営で行くのであれば、繰入金も含めて968万1,000円、この額が赤字補填をして収支をつけているというふうに読めると思います。

その中で、例えば診療収入ですね、これについて、40％アップですと2,646万1,000円、これの４割アップすると1,058万になります。そうすると繰入金なしで完全に独立採算制になるのかなと。それと、基金だけ、監査委員は基金という言葉を使ってますから、基金が500万です。そうしますとこの半分ですから20％アップぐらい、そのようになっています。ここで監査委員も含みを持って、赤字収入になっているから診療収入を増加させる方策を検討ということで、

非常に含みを持った言葉でした。本当に独立採算制であれば４割も診療収入を増やさないといけない。基金だけで言うと２割だということで、非常に、どちらかというと厳しい内容なのかなと。今の体制の中で収入増加というのは非常に厳しいのかなということで、強硬に診療収入を上げるというのは、私は個人的には難しいのかなと。寄地区の医療を考えると診療所は維持しなければいけないと、そのような中で、ある程度の一般財なり基金の投入はやむを得ないのかなと私は考えます。

そういった私の個人的な考えなんですけれども、監査委員は、この指摘事項の（４）番に対して、どういうふうなお考えで記載されたのか、質問させていただきます。よろしくお願いします。

代表監査委員　まず１点、この辺の考えを述べよということでございますが、この辺については、私は執行側ではございませんので、この席で議事録に残る内容としてこれを述べていいかどうか、その辺だけ、議長さん、許可をするならしていただきたいと思います。私にはこれを、政策をどうこうするという権限はございませんので、それを議事録が残るような形で発表していいかどうか、それだけ御承知をいただきたいと思います。

議長　質疑を許可したいと思います。

代表監査委員　じゃあいいですか。

議長　はい。

代表監査委員　まず、私がここで、収支は均衡以上のものをという話は、先々代の山田医師のときに非常に基金等が積み上がってまいりました。特に現在の基金の名前を見ていただくと、診療所と国保、両方の名前で基金となっているはずでございます。当初、非常に国保が厳しいときに診療所が非常に黒字になってきた。だからどちらでも使えるような形でああいう基金の名称にしようということで、当初案を出したのは私でございます。それで、逆に現在は、たまたま医師が２回交代する中で診療所のほうは赤字ということでなっていたわけでございます。それを各例月出納のたびに、担当課長には何らかの形でこれを解消するような格好を検討したほうがいいよということで指摘し、またそのたびにそれなりの

回答は頂いたのですが、芳しく…結果として非常に芳しくない結果になっているわけでございますので、この辺で指摘事項として検討をしろということで記載をさせていただきました。

前の山田医師のときの黒字になった部分というのは、先生の評判と、それから、変な言い方ですが、不都合でしたら削除していただきたいと思いますが、当初、薬品ですね、薬が非常な量で頂いた部分がございます。実際に僕も何回も診療所に行ってその部分で頂いた部分がございます。当時の先生との雑談の中で、薬はこういう薬が医者としては一番もうかるんだよと、こういう高い薬があればこれを使っていただけば一番いいんだよと。それと医者としてもうけるには、高血圧の薬とコレステロールの薬等というような具体的な名前を頂きながら、患者の確保をすれば医師としてこういうところでも黒字になるんだよというような言い方を暗に聞いたことがございます。それを今の医師にどうこうということは当然できない話でございますが、何らかの形で黒字の方向に向ける方策等はあるのではないかということで、ここにこういうふうに記載をしました。

それと同時に課長に何回もお話ししたのは、現在の医師が、特にコロナ禍の中で、そういう専門の領域分野はございますので、それを町の広報とか、さらには町の、何ていうんですか、パソコンの中でのいろんな町のあれがございますね、宣伝する部分がございますね。その辺に医師がこういうものを得意の分野だとか、そういうものの診療所の宣伝もしながら、なるべく赤字が出ないような方策を考えたほうがいいのではないかというような話も例月のたびに何回もお話をしたところでございます。

ただ、ただいま田代議員のおっしゃるように、やはりこればかりは先生のやり方、また薬の配付方法、いろんなものが、医療的なものが絡んできますので、素人がそれを強制するわけにはいきません。でも、町としては昔の山田先生以前の赤字を僕も承知してございます。それを思い出すと、非常な町の負担になるのではないかということで、ここにわざわざというか、検討をすべきだということで書いたわけでございます。皆さんの御参考になるかどうか分かりませ

んが、そういう意味を含めてこの審査意見の中に、十分検討しろよということで記載したわけでございます。以上です。

５　番　田　　代　代表監査委員、御丁寧な回答ありがとうございます。私も山田先生に関しては、職員時代、いろいろ診療でもお世話になってます。患者としてお世話になってます。あと、うちの両親も寄の診療所に行ってお世話になってます。そのときに、薬の話とかありましたけれど、うちの親いわく、松田の寄の人だけじゃなくて町外の方も結構来られているということで、いわば伝説的な先生、本当にまれな先生で、非常にお金が上がって、これ、私の記憶だからちょっとずれているかもしれませんけど、422ページに基金の一覧があります。そこをちょっと開けていただきたいと思います。422ページの中段です。そこに先ほど監査委員がおっしゃられたように国民健康保険事業と診療所事業、それを合算した調整基金ということでできてます。これが今現在３億8,000万です。当時、代表監査委員は財政等携わっていられたので、もっと詳しく私よりも記憶があると思うんですけど、たしか８億円ぐらいの数字で、国保会計が厳しいから診療所と合わせて８億円ぐらいの基金を作ったと、それで当分は乗り切れるだろうというふうな話があったと思います。それが少しずつ減っていると。一番の原因は国保のほうなんですけれども、たまたま今回は診療所という言葉が出ましたのでね、あえてお伺いさせていただきました。

監査委員の指摘のように、やはり親方日の丸だけではなくてね、やはり少しでも売り込んで外来の収入、診療収入を増やすようにして、それが４割だと相当厳しいんですけれども、２割とか１割増やすような形であれば、一般財、そういったものの繰入れ、財政基金も少し楽になるのかなということで質問しました。また、この後に各会計の審査があるんですけど、私は、やはりここの問題で国保と診療所の財政調整基金、この辺の額がもっと大きいんでね、この辺についてもまたそのときに質問させていただきたいんですけれども、一応そういうことがありましたので、監査委員には申し訳ないんですけれども、お考えをお伺いした次第です。ありがとうございます。終わります。

議　　　　　長　鍵和田代表監査委員には、ありがとうございました。

それでは、鍵和田代表監査委員にはこれで退席していただきたいと思います。ありがとうございました。

（ 代表監査委員　退席 ）

これより、認定第１号令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算の認定について、担当課長の細部説明を求めます。説明の前に各担当課長に申し上げます。この本会議では、簡潔に分かりやすく説明してください。それでは、参事兼政策推進課長、お願いします。

参事兼政策推進課長　それでは、令和４年度決算書の説明につきましては、款、項を中心にですね、特徴な事業などを御説明をさせていただきます。まず歳入につきましては、18ページの実質収支に関する調書は私から、町税につきましては税務課長より、そして地方譲与税から交通安全対策特別交付金までを私から、それ以降につきましての歳入は会計管理者より説明をさせていただき、歳出につきましては各担当課長より説明をさせていただきます。

それでは18ページ、実質収支に関する調書でございます。一般会計の実質収支につきましては、１、歳入総額57億4,458万9,362円でございます。

２つ目の歳出総額につきましては、52億7,681万2,595円でございます。差引きにつきましては４億6,777万6,767円となってございます。

そして４番目の翌年度に繰り越すべき財源、（１）継続費の逓次繰越額でございます。こちらにつきましては、町道19号線町屋踏切改良事業によるものでございます。そして（２）繰越明許費のですね、繰越額につきましては４つございます。１つが戸籍電算システム改修に伴うもの、もう一つが出産・子育て応援事業、３つ目に新型コロナウイルスワクチンに伴う事業、最後の４つ目として松田中学校整備事業によるものでございます。（３）事故繰越しの繰越額につきましては、松田中学校校舎改修に伴う設計委託料によるものでございます。

そして５番、実質収支額でございますが、３億8,510万8,823円となるものでございます。

それでは歳入のほう、よろしくお願いします。

税　務　課　長　それでは町税について御説明させていただきます。１枚おめくりいただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。令和４年度松田町一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

款の１、町税でございます。21ページ上段、収入済額は15億4,347万1,102円で、予算と比較いたしますと約1,700万円の増額となりました。不納欠損額は39件で114万8,865円、収入未済額は6,237万7,144円、収納率は対前年度0.1％減の96.05％でございます。不納欠損39件の内訳でございますが、５年経過した消滅時効によるものが19件、執行停止後の３年経過したものが19件、徴収金を徴収することができないことが明らかであることの即時消滅については１件ございましたので、合計39件でございます。

続きまして、税目ごとに御説明をさせていただきます。項の１、町民税、目の１、個人町民税でございます。納税義務者数は5,860人で、収納率は対前年度0.06％増の98.39％でございます。収入済額は前年度より約120万円減額となっております。現年課税分では納税義務者数が60人減少しているものの、調定額が増加したことにより、収入済額が約30万円増加しております。一方で、滞納繰越分では調定額が約340万円減少したことなどにより、収入済額が約150万円減額となっております。

続いて、目の２、法人でございます。収納率は対前年度0.08％減の99.8％でございます。調定額、収入済額ともに前年度より約3,060万円の減額となっております。現年課税分では約2,590万円の減額となっておりますが、その主な要因といたしましては、一部法人において新型コロナウイルス感染症の影響と思われる業績不調などによるものです。また、滞納繰越分では約470万円の減額となっております。これは令和３年度において、令和２年度にコロナ特例による徴収猶予となった法人分470万9,600円が納期限が１年延長され、令和３年度の滞納繰越分として全額納付されたことによるもので、令和４年度ではそういった特例的なものの影響がなくなっております。収入未済額は、現年課税分、滞納繰越分ともに１社分５万円でございます。

次に、項の２、固定資産税でございます。収納率は対前年度0.18％減の

93.64％でございます。収入済額は前年度より約300万円の増額となっております。土地につきましては、国土調査の成果により、課税対象面積が増加したことによる増収の要因もございましたが、土地の価格の下落や地目変更による減額などにより、約90万円の減収となっております。家屋では、新築家屋や新築家屋の減額措置の終了のほか、令和３年度に適用されていたコロナ特例の減額措置の終了による増収の要因と、家屋の滅失による減額などにより、約960万円の増収となっております。償却資産では、コロナ特例の減額措置の終了による増額があったものの、総務大臣配分などの減額や企業の設備投資が少なく、約550万円の減収となっております。

次に、項の３、軽自動車税でございます。収納率は対前年度0.34％増の98.11％でございます。収入済額は前年度と比較いたしまして、約150万円の増額となっております。主な要因といたしましては、現年課税分の登録台数は減少しているものの、税制改正による税額の増加によるものと、環境性能割の増額によるものでございます。環境性能割は令和４年２月１日から令和５年１月31日までに登録された106台分でございます。

次に、項の４、町たばこ税でございます。収入済額は前年度と比較いたしまして約340万円の増額となっております。以上でございます。

参事兼政策推進課長　それでは、22、23ページになります。地方譲与税でございます。備考欄、地方揮発油譲与税でございます。こちらはガソリンに課してですね、地方に財源を譲与されるもので、１リットル当たり4.4円で、道路延長あるいは面積により譲与されるものでございます。

続きまして、自動車重量譲与税でございます。こちらは検査自動車等届出、軽自動車に対して課されるものでございまして、国税徴収の自動車重量税の収入に伴うもので、こちらも道路の延長、面積等で譲与されるものでございます。

続きまして、森林環境譲与税につきましては、災害防止、また国土保全機能強化といたしまして、人工林面積割、また林業従事者割、人口割ということで譲与されるもので、令和６年度から森林環境税が１人1,000円徴収されるものでございます。

続きまして、利子割交付金。これは利子に対する税、20.315％のうちですね、５％が県に譲与されるもので、そのうちの５分の３の割合で案分されて交付されるものでございます。

続きまして、配当割交付金でございます。上場株式配当に課税される県税収入の59.4％を案分して交付されるものでございます。いわゆる株式の変動により大きく変わるものでございまして、こちらは予算に対して企業収益の好調、また持ち直し等により、増額の収入となっているものでございます。

続きまして、24、25ページになります。株式等譲渡所得割交付金でございます。こちらは譲渡所得に課税されるもので、県税収入を市・町の個人県民税の決算額の割合によって交付されるものとなっております。

続きまして、法人事業税交付金でございます。県に納付される法人事業の一部を事業従事者で案分されるもので、事業税額の100分の7.7で交付されるものでございます。こちらにつきましては、予算に対してコロナの影響も少なかったということで、大きく増額をしております。

続きまして、地方消費税交付金でございます。こちらにつきましてもですね、コロナの影響、原資ですね、の影響が少なかったためにですね、予算に対して増額の収入となっております。

続きまして、ゴルフ場利用税交付金でございます。こちらの事業につきましては、昭和41年に創設された事業でございます。県が収納したゴルフ場利用税の10分の７で交付されるものでございます。松田町につきましてはチェックメイトと小田原カントリークラブ、太平洋クラブのそれぞれの面積の割合によって交付されるものでございます。

続きまして、環境性能割交付金でございます。これは県に納付された自動車税の環境性能割によって交付されるものでございます。

続きまして、地方特例交付金でございます。こちらにつきましてもですね、予算に対して増となってございます。住宅ローンの減税に対する減収補填というものでございます。

続きまして、26、27ページになります。地方交付税でございます。備考欄の

普通交付税につきましては全体の94％、特別交付税につきましては６％という形で交付されるものでございます。原資につきましては、消費税、あるいは所得税、酒税、法人税等々があるためですね、予算に対しては、消費税等の増額が原資が多く見込まれたためにですね、追加交付となったところでございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金でございます。こちらは交通反則金の一部を改良済みの道路延長や、過去２年の事故件数等によって交付されるものでございます。28年度のですね、事故件数につきましては28件というふうなデータが出ております。以上でございます。

会計管理者　それでは、款13、分担金及び負担金から、款22、町債までの主だった事業等について御説明させていただきます。

引き続き、26、27ページです。款13、分担金及び負担金でございます。備考欄中、中段を御覧ください。目２、民生費負担金、保育所運営費負担金現年度分につきましては、保育所等を利用する０歳児から２歳児、延べ301名分の保育料でございます。その下段、学童保育保護者負担金現年度分につきましては、松田及び寄学童保育室を利用する児童、延べ1,216名分の保育料でございます。

続きまして、28、29ページを御覧ください。款14、使用料及び手数料でございます。備考欄上段を御覧ください。住宅使用料につきましては、町営住宅18戸分、公的賃貸住宅、籠場住宅21戸分、地域優良賃貸住宅、町屋住宅27戸分の使用料でございます。その下、中段、目、農業使用料、寄ロウバイ園入園料につきましては、２万188名分の入園料でございます。その下段、公園使用料につきましては、西平畑公園駐車場使用料２万5,418台分、ふるさと鉄道使用料6,667名分、西平畑公園入園料11万1,870名分でございます。

続きまして、30、31ページを御覧ください。款15、国庫支出金でございます。備考欄の最下段を御覧ください。民生費国庫負担金、障害者自立支援給付費等負担金につきましては、障害者総合支援法などの規定に基づき行われる、障害者等へのサービス給付に要した費用の２分の１を国が負担するものでございます。

１枚おめくりいただきまして、33ページの上段の備考欄を御覧ください。障

害児施設給付費等負担金につきましては、児童福祉法などの規定に基づき行われる、障害児等へのサービス給付に要した費用２分の１を国が負担するものでございます。

その下段、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、当町の児童が入所している保育施設へ支払う委託費のうち、保育料分を除いた額の２分の１を国が負担するものでございます。

その下段、国民健康保険保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険保険基盤安定制度に基づき、低所得世帯に対する保険税軽減分などを国が２分の１公費補填することにより、国保財政の基盤安定を図るものでございます。

その下段、児童手当国庫負担金につきましては、中学校卒業までの児童を養育している保護者へ支払う児童手当のうち、３分の２を国が負担するものでございます。

中段の衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種及び予診などの接種体制の確保に要する費用を国が負担するものでございます。10分の10の補助事業でございます。

その左側の欄、収入未済額につきましては、令和５年度に繰越しいたしました新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用にかかる分でございます。

続きまして、国庫補助金でございます。中段やや下、総務費国庫補助金、地方創生推進交付金につきましては、県西地域活性化プロジェクト推進事業に要する経費のうち、２分の１を国が補助するものでございます。

その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、次世代応援特別給付金、上水道基本料基本料金免除事業補助などの感染症総合対策事業に充てられております。

その下段、住民基本台帳国庫補助金の収入未済額につきましては、令和５年度に繰り越しいたしました戸籍電算システム改修事業分に係る分でございます。

その下段、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援国庫交付金につきましては、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、学童保育室など、子

ども・子育て支援事業を円滑に実施するためにかかる経費のうち、３分の１を国が補助するものでございます。

その下の子ども・子育て支援整備国庫補助金につきましては、松田小学校建設に伴う学童保育室分…保育室整備に係る交付金でございます。旧校舎の解体にかかる経費の３分の２を国が補助するものでございます。

続きまして、34、35ページを御覧ください。備考欄の上段、民生費国庫補助金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金につきましては、コロナ禍の影響を受けている非課税世帯への生活支援として、160世帯に対し、１世帯当たり10万円を支給いたしました。

その２段下になります。価格高騰緊急支援給付金事業費補助金につきましては、電力、ガス、食料品などの価格高騰による非課税世帯への生活支援として、1,009世帯に対し、１世帯当たり５万円の支給をいたしました。

その下段、衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業補助金につきましては、ワクチン接種の実施に係る予診票及び接種券の印刷及び発送、高齢者の移動手段確保などに要する費用を国が補助するものでございます。10分の10の補助事業でございます。

その左側の欄、収入未済額につきましては、令和５年度に繰り越しいたしました出産・子育て応援事業及び新型コロナウイルスワクチン接種に要する費用に係る分でございます。

その下段、土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金につきましては、町道19号線町屋踏切改良工事、新松田駅周辺地域整備促進支援及び設計業務委託や、住宅取得、２世帯同居事業などに伴う交付金でございます。

その下段、教育費国庫補助金、小学校費国庫補助金、学校施設環境改善交付金につきましては、松田小学校整備事業に伴う旧校舎の解体及びグラウンド整備に対する国庫補助金でございます。

その下段、中学校費国庫補助金の収入未済額につきましては、令和５年度に繰り越しいたしました松田中学校整備事業に係る分でございます。

続きまして、36、37ページを御覧ください。款16、県支出金でございます。

備考欄の下段、民生費負担金、障害者自立支援給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に、障害者等へのサービス給付に要する費用の４分の１を県が負担するものでございます。

その下段、子どものための教育・保育給付費負担金につきましては、国庫負担金と同様に保育施設へ支払う委託費のうち、保育料分を除いた額の４分の１を県が負担するものでございます。

その下段、国民健康保険保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険保険基盤安定制度に基づき、低所得世帯に対する保険税軽減分及び保険者支援分を県が４分の１の公費補填をすることにより、国保財政の基盤安定を図るものでございます。

その下、後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、保険基盤安定制度に基づき、低所得者等の保険料軽減分を県が４分の３を公費補填するものでございます。

その下段、児童手当負担金につきましては、国庫負担金と同様に保護者へ支払う児童手当のうち、６分の１を県が負担するものでございます。

続きまして、38、39ページを御覧ください。中段の県補助金、市町村自治基盤強化総合補助金につきましては、松田小学校太陽光発電設備整備事業やジビエ処理加工施設建設工事などの事業に充てられております。

その下段、下から３段目になります。民生費補助金、子ども・子育て支援交付金につきましては、国庫交付金と同様に、子ども・子育て支援事業にかかる経費のうち、３分の１を県が補助するものでございます。

続きまして、40、41ページを御覧ください。上段の水源環境保全・再生施策市町村補助金、地域水源林整備事業補助金につきましては、良好な水源環境を維持するために、間伐などによる町有林の整備及び私有林の確保や整備に要した経費を県が補助するものでございます。10分の10の補助事業でございます。

その下段、鳥獣被害防止総合対策交付金につきましては、ジビエ処理加工施設建設工事に要した経費のうち、２分の１を県が補助するものでございます。

続きまして、42、43ページを御覧ください。備考欄上段から２段目、県税徴

収委託金、個人県民税徴収委託金につきましては、町民税と県民税併せて町が徴収していることに伴い、県より委託金として交付されるものでございます。

中段の款17、財産収入でございます。備考欄の土地貸付収入につきましては、チェックメイトカントリークラブ、東電パワーグリッド株式会社などへの貸付け。建物貸付収入につきましては、旧寄中学校の足柄リハビリテーションへの貸付収入になってございます。

続きまして、44、45ページを御覧ください。中段の款18、寄附金でございます。一般寄附金のふるさと応援寄附金につきましては4,494件、その下、特定寄附金、まち・ひと・しごと創生寄附金につきましては４件の寄附を頂いております。

続きまして、款19、繰入金でございます。備考欄の最下段、教育施設整備基金繰入金につきましては、松田小学校施設整備事業に対する繰入金でございます。

続きまして、２枚おめくりいただきまして、48、49ページを御覧ください。款21、諸収入でございます。備考欄上段のハーブガーデン収入につきましては、ハーブ館の売店、外売店及びレストランの売上収入でございます。

続きまして、雑入でございます。中段、市町村振興協会市町村交付金につきましては、宝くじ収益に伴う市町村への配分金として交付されるものでございます。

同じページ、下から２段目ですね。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金につきましては、松田小学校に太陽光発電設備を整備するために要した費用に対し、２分の１の補助金が充てられております。

続きまして、50、51ページを御覧ください。備考欄の上から２段目の雑入でございます。主なものといたしまして、足柄上地区資源循環型処理施設整備調整会議職員給与精算金645万5,959円などがございました。

その２段下になります。看板商品創出事業補助金につきましては、地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業として、西平畑公園内グランピングテラス整備工事などの事業に充てられております。

続きまして、52、53ページを御覧ください。款22、町債でございます。消防債の防災施設等整備事業債につきましては、消防車車両購入事業に、教育債の教育施設等整備事業債につきましては、松田小学校整備事業及び松田小学校太陽光発電設備整備事業に充てられております。説明は以上でございます。

議会事務局長　それでは歳出に入ります。54、55ページお願いいたします。款、項ともに議会費でございます。支出の主なものといたしましては、備考欄を御覧ください。議員及び職員人件費に要する経費が議会費の95.5％を占めております。議会活動に要する経費では、議長交際費、議会だよりの印刷製本費、政務活動費交付金等を支出いたしました。以上でございます。

総務課長　続きまして、56、57ページをお願いいたします。款２、総務費、項１、総務管理費、目１、一般管理費でございます。この目は特別職と総務課等の職員の給料等と職員研修に関する経費や法律相談、情報公開に関する経費を支出しております。

主な支出としまして、備考欄0101、職員給与費の給料からですね、負担金補助及び交付金までは、特別職２名と総務課、政策推進課、出納室、税務課、町民課の職員、44名分の給料を支出しております。

その下、0102、会計年度任用職員給与費は、会計年度任用職員のバス運転手２名分の給料等を支出しております。

最下段、02の一般管理事務に要する経費の主な支出につきましては、次ページ、58ページ、59ページをお願いいたします。備考欄0201、一般事務経費は、町の表彰関係、産業医報酬、弁護士相談、町長交際費等に関する経費を支出しております。

主な支出としまして、12、委託料のうちですね、職員健康診断、庁舎の夜間警備、地方公務員の定年延長等に伴う制度導入の委託料を支出しております。

18、負担金補助及び交付金につきましては、恐れ入りますが次ページ、60、61ページをお願いいたします。県町村会ほか７団体に負担金並びに補助金を支出しております。

その下、0202、職員研修事業の７、報償費につきましては、外部講師を招聘

し、庁舎内研修を実施しております。

その下、0203、情報公開制度運営事業は、１、報酬では情報公開審査委員の報酬や個人情報保護審査会委員の報酬を支出しております。また、12、委託料でございます。委託料には個人情報保護制度改正に伴う制度導入委託料を支出しております。

恐れ入ります、最下段、0205、契約事務経費でございます。こちらは主に電子入札等に関する経費ですが、恐れ入ります、次ページ、62ページ、63ページをお願いいたします。18、負担金補助及び交付金につきましては、電子入札システムに関する負担金を支出しております。

参事兼政策推進課長　それでは、目、文書広報費でございます。備考欄、広報広聴に要する経費。こちらは情報の発信、町の情報や魅力を伝えていくための使用の経費でございます。主なものにつきましては、町広報紙の発行や、それに対する謝礼、またですね、自治体のデータ放送の使用料などによるものでございます。

続きまして、目３、財政管理費でございます。こちらは財政運営を推進するための経費でございます。主なものにつきましては、24、積立金で、４年度につきましては財政調整基金の積立金１億円を積み立てたものでございます。以上です。

会　計　管　理　者　続きまして、目４、会計管理費について御説明させていただきます。こちらは出納事務に関する一般事務経費でございます。主なものにつきましては、次ページを…64、65ページを御覧ください。上段の手数料になります。役場派出窓口に係る事務手数料や振込にかかるウェブシステムの基本料金でございます。説明は以上でございます。

総　務　課　長　目５、財産管理費について御説明いたします。ページ数は64、65ページでございます。この目は町有財産の管理、庁用車、役場庁舎の管理等の管理経費を支出しております。

備考欄、0101、財産管理経費の主な支出としましては、12、委託料、町有林整備委託料で、県の補助事業で地域水源林整備事業補助金を使い、整備しております。

24、積立金につきまして、こちらは公共施設の維持管理、補修の整備等に充てるため、公共施設整備基金積立金を積み立てているものでございます。

次に、0102、庁用車管理経費では、総務課で管理しております６台分の庁用車の管理経費を支出しております。主なものは、町長車等の運転を、業務を委託している庁用車運転管理委託料や、リースしている自動車３台分のリース料でございます。

次ページ、66、67ページをお願いいたします。0103、庁舎管理経費のうち、10の需用費でございますが、こちら庁舎等の電気、水道料の光熱費を主に支出しているものでございます。

12の委託料につきましては、電気保安業務、エレベーターの点検や庁舎の清掃など、庁舎管理法定業務委託を行っております。

14の工事請負費につきましては、庁舎の空調改修工事としまして、圧縮機の冷媒漏れや異常振動により、庁舎２階東側の事務所の冷暖房機能が故障したため、改修工事を行っております。

0104、町営臨時駐車場管理経費は、仲町屋の月極駐車場とＪＲ松田駅北口にあります町営臨時駐車場の管理にかかった管理費用でございます。

次ページ、68ページ、69ページをお願いいたします。0105、会計年度任用職員給与費でございますが、こちらの主なものは庁舎内清掃補助員用務員１名の報酬と期末手当等でございます。

また、0106、地域集会施設等管理経費の主なものといたしましては、12、委託料の地域集会施設指定管理委託料は、各自治会で管理している指定管理料を支出しております。

また、14の工事請負費は、城山地域集会施設は外壁塗装工事を、寄宮地多目的集会施設は外壁塗装、屋根、雨樋、トイレ洋式化等の改修工事を行っております。

0107、旧寄中学校管理経費のうち、13、工事請負費の旧寄中学校合併処理浄化槽ブロア交換工事は、ブロアの経年劣化により機能低下したブロアの交換工事と、あと旧寄中学校合併処理浄化槽流入消泡ポンプ交換工事は、油脂等の泡

を壊すポンプのうち１基が故障したため、交換工事を行っております。

0108、感染症総合対策事業の14、工事請負費は、町営臨時駐車場機器入替え工事といたしまして、コロナ禍において利用者の感染症対策のため、電子マネーやクレジットカードに対応した非接触型とすることで感染予防を図るものでございます。

次ページ、70ページ、71ページをお願いいたします。目６、住宅管理経費でございます。この目は町営住宅の住宅管理にかかる経費を支出しております。

0101、町営住宅管理費の主な支出としましては、需用費の修繕費や、14、工事請負費の町営住宅解体整備工事で、内訳は沢尻住宅２棟を解体しております。

また、0201の住宅整備事業管理経費のうち、12、委託料につきましては、委託管理運営委託料としまして、籠場住宅分、町屋住宅分の管理運営委託料を支出しております。以上です。

参事兼政策推進課長　それでは、目、企画費になります。01の企画調整事務に要する経費につきましては、主なものにつきましては、負担金補助及び交付金の中でですね、広域連携に伴う各種事業展開、また、未病サミット等の実行委員会の負担金などによるものでございます。

そして、72、73ページになります。総合計画の関係でございます。委託料12がございます。こちらは後期まちづくりアクションプログラム策定支援業務委託料が主なものでございます。

そのほか、自治体交流事業につきましては、令和４年度につきましては姉妹町等の交流はしておりませんが、様々な展開をしたもので、経費として支出をしてございます。

そして、0104の定住少子化対策支援事業でございます。主なものでございますが、負担金補助及び交付金の中で住宅取得奨励金につきましては27件、２世帯同居等支援奨励金につきましては、近居が８件、同居が２件という実績でございます。そのほかですね、民間賃貸住宅家賃補助金につきましては、継続の方が４件、新規の方が２件という実績でございます。

74、75ページになります。委託料、主なものでございます。ふるさと納税の

ものに伴うふるさと寄附金に返礼品の発送委託料等が主なものでございます。

続きまして、下段のほうになります。0301のシティプロモーション、おもてなし推進事業につきましては、町のふるさと大使への謝礼等を行ったものでございます。

また、76、77ページになります。こちらのほうにつきましては、これもふるさと納税の関係でございます。ＩｏＴの宅配、いわゆるゴルフ場に伴うものでございまして、それをですね、ゴルフ場の移設、設置の場所を移設したための経費などによるものでございます。

続きまして、0401、県西地域活性化プロジェクト推進事業でございます。こちらの主なものにつきましては、委託料、12、委託料でございます。グローバル人材育成支援事業、継続の事業でございますが、そちらの実施や関係事業、創出事業の委託料などの経費となってございます。

78、79ページになります。企業版ふるさと納税の推進委託料でございます。自治体経由して３件分があったものでございます。以上でございます。

総　務　課　長　次に、目８、町政連絡費について説明いたします。備考欄0101、一般事務経費の主な支出としましては、１、報酬は26名の行政協力委員の報酬をお支払いしております。

13の使用料及び賃借料につきましては、自治会長に配付しておりますタブレット端末のソフト、１の１の使用料でございます。

18、負担金補助及び交付金では、地域コミュニティー活動交付金を支出しております。以上でございます。

参事兼政策推進課長　それでは、目、電算管理費でございます。01の電算管理に要する経費の住民情報システム管理経費につきましては、こちらはですね、住民情報のシステムに伴う各種機器の管理等の委託、また賃貸料、またシステム組合、いわゆる組合のですね、…システムの組合の負担金などによるものが主なものでございます。

続きまして、0103になります。電子自治体推進事業でございます。こちらにつきましては、総合行政ネットワーク事業、いわゆる国や県との情報を常にネ

ットワークして取り組む事業として構築しているものが主な事業でございます。

80、81ページになります。0104、庁内ＬＡＮ関係経費でございます。こちらは町の庁舎内のですね、インターネットの接続に要する事務機器、あるいは回線の維持管理、運用に伴う経費となってございます。そして、主なものにつきましては、令和５年度４月からですね、稼働するための新ＫＳＣという移行作業を行いましたので、これが委託料として庁内ＬＡＮデジタル基盤管理機器設定委託料によるものでございます。こちらのほうは、神奈川県を経由して行っている事業なので、本年度の４月からの施行ということで施行をしたものでございます。以上です。

町　民　課　長　続きまして、目10、寄出張所費でございます。支出の主なものは次の82、83ページを御覧ください。

節27、繰出金。国民健康保険診療所事業特別会計繰出金は、診療所特別会計で支出をしている出張所と兼務の会計年度任用職員１名分の給与の一部を一般会計から診療所へ繰り出すものでございます。説明は以上でございます。

安全防災担当室長　目11、交通安全対策費について説明いたします。この目は交通安全対策と防犯に係る経費を支出しております。主な支出は、0102、交通指導隊運営事業のうち、１、報酬、19名分の交通指導隊員の報酬をお支払いしております。

0103、交通安全啓発事業、主なものは12、委託料、交通安全見守り事業として、シルバー人材センターに委託しているものです。18、負担金補助及び交付金の部分は、ドライブレコーダー、４年度は55件ございました。0104、駐車場管理事業は、放置自転車の対策として経費を支出しております。

次の86、87を御覧ください。訂正します。84、85を御覧ください。13、使用料及び賃貸料の防犯…訂正します。ＬＥＤ防犯灯リース料は、1,143灯分をリース料として支出しております。以上です。

参事兼政策推進課長　それでは、目、地域交通対策費でございます。備考欄で説明をさせていただきます。こちらの要する経費につきましては、主なものにつきましては負担金補助及び交付金になります。

１つ目の乗合バス運行事業補助金、こちらは新たに便を組んだ４便と、枝線

として奥まで入っている便２便、これに伴う要する経費でございます。

バス通学定期券助成事業補助金につきましては、執行として125件、人数登録としては30人となっているところでございます。こちらにつきましては、コロナの影響等々がございまして、不用残額として残っているものでございます。

高齢者バス定期券助成事業補助金につきましては、登録者は119人、こちらも若干減少傾向にあるというところでございます。

そのほか、地域公共交通会議の負担金、こちらは地域公共交通計画策定のために負担金として会のほうに負担するものでございます。

またですね、コロナ関係もございましたので、路線バス事業者緊急経営継続支援給付金として、富士急湘南バスさんと箱根登山バスさんに交付金を支払ったものでございます。以上です。

税　務　課　長　続きまして、項２、徴税費、目１、税務総務費でございます。主なものといたしましては、0101、一般事務経費、節18、負担金補助及び交付金で、軽自動車税システム改修費負担金では、軽自動車税の登録や廃車などの情報について、市町村と軽自動車検査協会との間で紙媒体により情報提供しているものなどをデジタル化する環境を整備したものでございます。

恐れ入ります。１枚おめくりいただきまして、86、87ページをお願いいたします。目２、賦課徴収費でございます。主なものといたしましては、中段より少し下、0103、固定資産評価事業、節12、委託料では、固定資産評価業務委託料や土地鑑定評価業務委託料などを支出しております。これは、令和６年度の評価替えに向けて路線価などの算出に当たっての資料作成や、標準宅地80か所を鑑定する業務でございます。

節18、負担金補助及び交付金では、空中写真共同入手業務負担金として、次回令和６年度評価替えの基準日となる令和５年１月１日時点の状況を撮影したもので、３年に一度撮影をしているものでございます。

また、神奈川県町村情報システム共同事業組合負担金は、これまでの家屋評価システムリース期間が終了したため、また令和９年度の評価替えに対応できないため、システムを変更したことに伴い、神奈川県町村情報システム共同

事業組合が運営する固定資産税の課税システムとの連携作業が必要となったことから、その事業費などを負担金として支出いたしました。以上でございます。

町　民　課　長　続きまして、項３、目１、戸籍住民基本台帳の主なものは、次の88、89ページを御覧ください。

0102、戸籍電算システム管理費の節12、委託料の戸籍電算システム改修委託料では、システム改修のうち戸籍の副本を法務局に送信する改修等につきましては終了しておりますが、他市町村へ届出の伝送等を行うためのシステム改修につきましては、450万1,200円を繰越明許費として令和５年５月に実施いたしました。令和４年度の国の補助金を充てて改修をする予定でしたが、全国的にシステム事業者のプログラム開発等が遅れ、令和５年６月末まで延長されたものでございます。ほかに、戸籍電算システム賃借料、戸籍クラウド等使用料でございます。

0103、会計年度任用職員給与費は、マイナンバーカード事務に係る窓口事務サービス従事者３名分の報酬でございます。説明は以上でございます。

総　務　課　長　項４、選挙費、目１、選挙管理委員会費について御説明します。この目は、選挙管理委員会に係る運営経費を支出しております。年４回開催されます選挙管理委員会の定例委員会の委員４名分の報酬のほか、事務経費を支出しております。

恐れ入ります、次ページ、90ページ、91ページをお願いいたします。目２、参議院議員選挙費でございます。この目はですね、参議院選挙にかかる経費を支出しております。備考欄、0101、参議院議員選挙執行経費の主なものは、１、報酬の投票管理者及び立会人報酬68名分は、期日前投票における投票管理者及び立会人の報酬を支出しております。３の職員手当の主なものはですね、投・開票事務従事者手当として、投・開票に伴う前日及び当日の事務従事者手当を支出しております。12の委託料でございますが、こちらの主なものは、町内62か所のポスター掲示所政策撤去委託料を支出しております。0102、会計年度任用職員給与費は、期日前投票における投票事務従事者の報酬を支出しております。

続きまして、目３、県知事及び県議会議員選挙でございます。この目は、県知事及び県議会議員選挙にかかる経費を支出しております。

恐れ入ります、次ページ、92ページ、93ページをお願いいたします。こちらのほうにつきましては、選挙管理委員会報酬は、県知事及び県議会議員選に係る委員報酬を支出しております。また、３の職員手当の主なものは、期日前投票に係る時間外勤務手当や休日手当を支出しております。また、17の備品購入費は、事業用備品として投票記載台、投票所記載台照明等の購入代金を支出しております。以上でございます。

参事兼政策推進課長　それでは、項、統計調査費、目、統計調査総務費でございます。備考欄のほうで説明させていただきます。こちらにつきましては、02になります基幹統計調査事務に要する経費でございます。国の行政機関が作成する統計のうち、総務大臣が指定する特に重要な統計として行うもので、こちらの補助的には10分の10の補助事業として執行するものでございます。

続きまして、94、95ページになります。監査委員費でございます。こちらのほうは備考欄で、01、監査事務に要する経費でございます。主な経費につきましては、毎月の例月出納に伴う事業、決算審査、定期監査、県の研修に参加する、また現地の視察、また補助団体の監査などによる経費となっております。以上です。

福　祉　課　長　款、民生費、１、社会福祉費、目１、社会福祉総務費について御説明いたします。主なものにつきましては、次ページ96ページ、97ページを御覧ください。

0203、一般事務経費としてですね、節12、委託料の中で、健康福祉センター指定管理者委託料として、入浴施設の運営も含めて町社会福祉協議会に支出し、節18、負担金補助及び交付金では、町社会福祉協議会補助金として、職員給与費として支給しております。0204、地域福祉推進事業費では、ふれあい相談員の報酬等を支出いたしました。

１枚おめくりください。98ページ、99ページになります。0205、感染症総合対策事業として、節18、負担金補助及び交付金では、高齢者移動手段確保助成金として、いわゆるタクシー初乗り運賃補助でございますが、妊産婦も含めて

626人の方に御利用いただきました。その下、これらの時代を担っていく高校生、大学生などを応援していくため、次世代応援特別給付金として、合計594名の方に、お１人３万円の補助をさせていただき、御利用いただきました。

続いて、03、繰出金に要する経費として、0301、国民健康保険事業特別会計繰出金、内訳としては法定繰入れ基準に基づき繰り出ししました国保会計の職員の給与費等分と、国保会計の出産育児一時金等を法定繰入れ分としてした合計となります。

続きまして、0302、介護保険事業費特別会計繰出金です。法定割合に基づく繰出金として、人件費４名分の給与費と事務費分、それとですね、介護給付費、地域支援事業費等の町の負担分として12.5％、それ以外の包括的支援事業・任意事業につきましては19.25％の町負担分として、一般会計から支出しております。

04、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に要する経費の中です。これにつきまして、0401として住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業として、令和４年度住民税非課税世帯の方々に１世帯当たり10万円を令和４年４月より計153世帯の方に給付しております。また、電気・ガスなどの燃料費の価格高騰に伴う住民税非課税世帯の方々の支援として、１世帯当たり５万円を４年11月より計1,900世帯の方々に給付させていただきました。

次のページを御覧ください。100ページ、101ページになります。項、老人福祉総務費となります。主なものとして、0103、後期高齢者医療事業となります。節、負担金及び交付金の後期高齢者医療連合会事務費負担金は、連合会の運営費負担で、人口割、被保険者割、均等割等で負担しているものです。

続いて節の27、繰出金です。後期高齢者医療保険基盤安定制度繰出金では、低所得者の負担軽減に係るものとして、また後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般管理経費事務費分として、それぞれ繰り出しています。

その下、0104、敬老会関係でございます。昨年９月に敬老会を実施する予定でしたが、当時の感染状況を踏まえ、残念ながら中止させていただきました。敬老祝金としては、228名の方について、条例に基づき支給させていただきま

した。令和４年度からは80歳の方も新たに対象となっております。また、100歳の方につきましては、５名の方にですね、お誕生日に祝金と花束をお届けしております。

0105、高齢者生きがい事業でございます。節18、負担金補助及び交付金、松田町シルバー人材センター振興補助金として、事務局の職員の人件費を支出しております。

続きまして、0107、高齢者見守り事業としては、緊急通報サービスの事業を行っております。こちらのほうは、令和４年度設置稼働数としては６台利用しております。通報件数についても６件ございました。

続きまして、104ページ、105ページをお願いいたします。目として障害者福祉費となります。主なものとしては、0102、障害者医療費をはじめとする障害者福祉サービスの扶助費となっております。

続きまして、次のページですね…ごめんなさい、104、105ページをお願いいたします。0103として、障害福祉サービス等給付事業として、受給者証の交付を受けた障害児・者と合わせて151人の方が19種類のサービスを利用されています。また、障害者自立支援医療費として10名の方、補装具給付については15名の方が利用されております。

節19、扶助費としてサービス給付費、補装具合わせて３億2,949万4,546円の支出をいたしました。

節、償還金利子及び割引料につきましては、３年度の実績が確定しましたので、精算返還金をしたものとなります。

0104、地域生活支援事業として、節18、負担金補助及び交付金において、町独自の事業として障害者施設通所者交通費助成、自動車燃料費助成、福祉タクシー利用助成、障害者バス定期券助成など経費を支出しております。

続きまして、106ページ、107ページをお願いいたします。0105、障害者機能訓練、社会参加支援啓発事業として、節18、負担金補助及び交付金において、１市５町で運営しております地域活動支援センターに係る経費などを支出しております。

続きまして、目４、国民年金事務費でございます。こちらにつきましては、国民年金事務に関する事務費で、各種申請や受付、相談業務などを行っております。以上となります。

子育て健康課長　続きまして、款３、民生費、項２、児童福祉費でございます。児童福祉費については、乳幼児や児童を育成するために必要な助成や支援などの事業を行っております。

目１、児童福祉総務費ですが、特徴的な主な事業を説明させていただきます。109ページお願いします。0102、小児医療費助成事業ですが、この事業は高等学校修了前までの小児に係る医療費を助成するものです。0103、ひとり親家庭等医療費助成事業は、18歳までの児童がいるひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成するものです。

次に、0104、子育て支援センターファミリーサポート事業につきましては、子育て中の保護者の方のお悩み事や相談を受け、不安の軽減や解消につなげる子育て支援センターと、お子さんを預ける方と預かる方が会員となり、子育て中の方を支援するファミリーサポート事業になります。

0105、学童保育運営事業につきましては、松田小学校、寄小学校の校舎で平日の放課後と土曜日及び夏休み等の長期休業期間に学童保育を開設する経費となっております。

111ページをお願いいたします。下段の0110、感染症総合対策事業につきましては、ひとり親家庭等支援金、こちらについては新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を踏まえ、児童扶養手当を受給されているひとり親世帯に対して、１世帯当たり３万円、第２子以降は１人につき１万円の追加給付を行いました。

また、113ページ上段です。ふたり親家庭の支援金ですが、こちらは低所得の子育て世帯に対して、１世帯当たり３万円、子供２人以上を監護している方に２人目以降１人につき１万円を加算して給付いたしました。

次の子育て世帯支援補助金につきましては、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに寄与することを目的といたしまして、前年度分の水道

料金の基本料金８か月分相当額を補助したものです。また、子育て応援給付金につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的として、０歳から２歳の児童１人につき３万円を支給いたしました。

次に、目２、児童措置費でございます。01、児童措置に要する経費ですが、児童を養育するための扶助や就労家庭の乳幼児を預かる保育所に対して、委託料や補助金の支給を行っております。主なものといたしましては、0101、保育所運営事業でございますが、保育所等への入所に関する経費で、町内の園児が通園する保育所に対して、運営費として支払う委託料が主なものとなっております。

続いて、0103、児童手当事業ですが、中学校卒業までの児童を養育している方に対して児童手当を支給しております。

続いて、115ページをお願いします。0106、感染症総合対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症への対応としまして、保育環境改善等事業補助金、そして保育施設物価高騰対策支援事業補助金などを支出いたしました。

0201、子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、国の事業として昨年に引き続き子育て世帯の非課税世帯を対象に、児童１人５万円を給付したものでございます。

次に、款４、衛生費、項１、保健衛生費でございます。ページは114ページ下段からになります。項１、保健衛生費ですが、町民の健康増進及び母子保健の助成や支援に関する事業や、風疹、インフルエンザなどを含めた感染症予防対策に関する事業でございます。

特徴的な主な事業を御説明させていただきます。119ページをお願いいたします。中段より少し上にございます0301、寄簡易水道事業特別会計繰出金です。一般会計より寄簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。また、中段の05、水道基本料金減免に要する経費につきましては、0501、感染症総合対策事業として、町民の生活及び家計支援のため、水道基本料金４か月分の減免を行いました。

同じページ119ページの下段にあります0101、母子保健事業ですが、こちら

は３か月、１歳半、２歳児歯科、３歳児健診での医師、看護師、栄養士、保健師などへ健康診査事業報償費や、121ページをお願いします。中段より上の妊産婦健康診査委託料、また中段にあります扶助費の不妊症・不育症治療費助成などの支払いを行っております。

同じ121ページにあります0102、感染症予防事業につきましては、小児の定期接種費用や成人の定期接種に係る一部費用助成などの個別予防接種委託料、また扶助費の小児の定期接種費用の任意予防接種費助成金が主なものとなっております。

また、下段にあります0103、健康増進事業は、健康増進法に基づき実施している、ページ123ページをお願いします。123ページ、中段にありますがん集団検診委託料、それとがん施設検診委託料が主なものでございます。

また、0105、後期高齢者保健事業については、高齢者の医療を確保する法律に基づいた中段より下の高齢者健康診査、健診委託料ですね、の事業が主なものとなっております。

0106、感染症総合対策事業では、感染症総合対策事業、衛生用品などの購入費でございます。

0107、出産・子育て応援事業につきましては、妊婦さん、子育て家族が安心して出産・子育てができる環境の充実を図るため、出産・子育て応援給付金として、妊婦さん、新生児に対して、１件当たり５万円を支給いたしました。

ページ125ページをお願いいたします。新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、上段0201、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業については、ワクチン接種を実施するために接種券の発送などにかかる費用でございます。

また、0202、新型コロナワクチン接種事業は、ワクチン接種を実施するための新型コロナウイルスワクチン接種委託料の支出をいたしました。説明は以上です。

環境上下水道課長　目３、環境対策費でございます。126、127ページをお願いします。0103、環境美化推進事業の１、報酬、環境美化推進委員報酬につきましては、環境美化

パトロール、ごみ集積場のパトロール、地域要望の取りまとめなどをお願いしているものでございます。

0104、鳥獣防除対策事業の７、報償費、12委託料、ジビエ処理加工施設詳細設計・施工監理委託料と、次のページ128、129ページの上段、14、工事請負費、ジビエ処理加工施設建設工事は、令和３年度、資材等の高騰により入札不落を受けて、令和４年度に繰越しをしたものでございます。18、負担金補助及び交付金、有害獣防止柵設置材料費補助金は、10名の方へ金網柵や電気柵など防止柵設置に対する補助金として支出したものでございます。

0105、小田原市斎場事務等に要する経費の12、委託料、小田原市斎場事務委託料につきましては、斎場の事務に係る経費の委託料でございます。

0106、再生可能エネルギー利用促進事業の14、工事請負費、電気自動車充電用設備設置工事につきましては、脱炭素社会の実現に向けた電気自動車の普及及び災害時への備えとして、公共施設等に電気自動車の充電用設備を４か所設置したものでございます。18、負担金補助及び交付金、電気自動車等購入費補助金につきましては、電気自動車の購入かつ災害時協力制度への登録をいただいた方への補助金で、16件分でございます。

0108、河川・水路自然浄化対策推進事業の12、委託料、水源環境保全・再生事業調査委託料につきましては、神奈川県の水源環境保全税を使って整備した寄の川戸川の工事完了後の効果検証にかかる経費で、事前調査や計画策定を行ったものでございます。

続きまして、項２、清掃費でございます。目１、塵芥処理費のうち、18、負担金補助及び交付金、130、131ページをお願いします。最上段、足柄東部清掃組合負担金につきましては、中井、大井、松田の３町で構成する組合の運営や廃棄物処理に係る負担金でございます。足柄上地区資源循環型処理施設整備調整会議負担金につきましては、足柄上地区１市５町の廃棄物処理広域化に向けた検討及び調整に係る事務局職員の人件費及び事務費に関する負担金でございます。

0103、ごみ減量推進事業、10、需用費、消耗品につきましては、循環型社

会の形成に向けて廃棄物の減量化及び再資源化を図るため、町民へ配布する家庭用コンポスト70個及びペットボトル圧縮機210個等の購入に係る経費で組まれております。

0104、廃棄物収集運搬委託事業の12、委託料につきましては、燃やすごみ、不燃ごみ、資源ごみなどの収集運搬に係る委託費用でございます。

続きまして目２、し尿処理費でございます。12、委託料、し尿処理委託料につきましては、汲み取りに係るし尿処理の収集運搬に係るものでございます。18、負担金補助及び交付金、合併処理浄化槽整備費補助金につきましては、河川等の水質向上を図るため、単独処理浄化槽または汲み取りから合併処理浄化槽への転換した方に対する補助金、５件分でございます。足柄上衛生組合負担金につきましては、足柄上地区１市５町で構成する組合の運営及びし尿処理に係る負担金でございます。以上です。

観光経済課長　次に、130ページ、131ページの最下段をお願いします。款５、農林水産業費になります。

次のページ、132、133ページをお願いします。右側の備考欄を御覧ください。01、農業委員会運営等に要する経費の主な支出につきましては、１、報償。農業委員８名分の報酬でございます。

同じページ、133ページの下段、目２、農業総務費につきましては、農林担当、観光推進係と公園係の職員の人件費が主なものでございます。

次のページ、134、135ページをお願いします。目３、農業振興費でございます。0101、一般事務経費の主な支出としましては、12、委託料。農業振興地域整備計画変更業務委託料につきましては、現計画は平成29年度に計画策定をしたもので、令和４年度・令和５年度の２か年で策定するものでございます。なお、令和４年度につきましては、農家意向調査や農用地利用計画（案）を策定いたしました。今後、県との調整等を経て、令和６年３月末までに策定する予定でございます。

同じページ、135ページ下段、0103、里地里山保全・再生事業につきましては、里地里山の保全維持、再生利用活用に関する事業を推進し、地域の活性化

及び里地里山の多面的な機能を次世代に引き継いで、地域の振興を図っているものでございます。県費補助事業、補助率10分の10で実施しています。具体的には、宇津茂、土佐原、弥勒寺の田・畑が指定され、保全活動が行われております。

次のページ、136、137ページをお願いします。上段の18、負担金補助及び交付金の農業経営収入保険加入促進補助金は、コロナ禍による農業収入の減収等に備えるため、農業者の収入保険への加入４件を支援したものでございました。

その下の農業経営者物価高騰緊急支援金につきましては、肥料高騰などで負担となる農業者の営農意欲を継続させるために支援したものでございます。町内に住所を有し、農産物を生産、販売し、税務申告をしている農業者へ、91件分の支援金を支給いたしました。

次に、0106、人・農地プラン実質化推進事業につきましては、地域農業の将来的な在り方を考えるため、松田町におきましても令和４年度末までに農業従事者に意見聴取をしたものでございました。この制度は、令和５年７月１日に法律の改正を行ったもので、地域の農業者や関係者が話合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域の将来の在り方等を明確にして、市町村が公表する計画、人・農地プランと呼びます。これを市町村ごとに令和６年度末までに策定することになっております。

同じページ、137ページ中段、目４、自然休養村管理経費になります。下段の0102、自然休養村管理センター施設管理経費の主な支出としましては、137ページ下段の12、委託料、自然休養村管理センター等指定管理委託料や、使用料及び賃借料の施設用地でございます。

次のページお願いします。139ページをお願いします。0105、寄ロウバイ園施設管理経費につきましては、ロウバイまつりに１万9,099人の御来場をいただき、歳入は949万3,500円でありました。ロウバイ園指定管理委託料につきましては、まつり期間を除くロウバイ園の維持管理に要した経費、草刈り、整備、特産品となります。なお、ロウバイまつり委託料につきましては、講師報償、

会計年度任用職員の報酬などが、歳入として補助金、持続可能な周遊観光促進事業補助金を充てて実施したものでございました。

次に、中段から少し上、目１、林業振興費でございます。次のページ、140ページでございます。すみません。140ページ、141ページの中段、目１、林業振興費になります。中段の24、積立金。森林環境譲与税基金積立金といたしましては、令和元年度から森林環境譲与税が自治体に配分され、基金管理上、歳入された譲与額533万8,000円全額を基金積立金としております。

次に、0102水源の森林づくり事業では、川音川流域を除く水源の森林エリア内の私有林整備に対する補助事業として、18、負担金補助及び交付金で、水源の森林づくり協力協約推進事業補助金を支出しております。森林を整備したものに対しまして、県80％、町10％、地元10％を基本に森林組合を通じ補助を行ったものでございます。

次に、同じページ141ページの下段、目２、林道費につきましては、12、委託料で、町が管理する最明寺林道ほか２路線ののり面草刈り及び側溝清掃を執行しております。

続きまして、同じページ、最下段、目１、商工総務費です。次のページ、142、143ページをお願いします。主な支出は、商工に携わる職員の人件費２名分でございます。

次に目２、商工振興費でございます。中段より少し下、0102、勤労者福祉事業につきましては、20、貸付金につきましては、500万円を勤労者の生活資金対策の一環として実施する融資資金を預託したものでございます。

続いて0103、商工振興対策事業につきましては、18、負担金補助及び交付金では、足柄上商工会や町商工振興会への団体補助や、特産品開発、店舗リノベーションを支援する補助となります。

次のページ、144、145ページをお願いします。中段の0107、感染症総合対策事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ的確に取り組むため、多岐にわたる支援を実施してまいりました。主な支出としましては、感染症対策商工振興商品券発行事業補助金で、第１回目を６月25日から10月28

日までの期間とし、第２回目を10月29日から２月28日までの期間とし、実施いたしました。町予算では、プレミアム分と事務費の一部を支援したもので、町内における消費喚起を促進しました。

続きまして、同じページ、145ページ下段の目１、観光振興費でございます。0101、一般事務経費の主な支出としましては、次のページ、146、147ページをお願いします。中段より少し上の0102、観光宣伝事業費の主な支出としましては、18、負担金補助及び交付金の町観光協会補助金や、合同花火大会負担金でございます。町観光協会補助金では、人件費とまつだ桜まつりなどの事業費が主な支出でございました。

同じページ、下段、0104、感染症総合対策事業、18、負担金補助及び交付金のうち、観光拠点施設緊急支援給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少や事業縮小等を余儀なくされ、甚大な経済的損失を受けた観光拠点施設運営事業者に対し、緊急特別措置を３件行ったものでございます。

続きまして、同じページの最下段、目２、公園管理費でございます。0101、公園管理事務経費の主な支出としましては、次のページ148、149ページをお願いします。12、委託料の公園清掃委託料は、３自治会、茶屋、沢尻、湯の沢と、シルバー人材センターへの委託になります。公園植木委託料につきましては、町内11公園の管理をお願いしております。

続きまして、同じページの中段から少し下の0102、西平畑公園管理費の主な支出としましては、下段、12、委託料の駐車場管理、公園のり面草刈り、ふるさと鉄道運行、西平畑公園入園徴収、西平畑公園看板商品創出事業推進委託などを実施しております。

次のページ、150ページ、151ページをお願いいたします。上から４行目、委託料のうち、看板商品創出事業推進委託につきましては…。

議　　　　　長　款、商工費の説明の途中ですが、終了するまで時間延長したいと思いますが、御異議ございませんか。商工費の説明まででです。

（「異議なし」の声多数 ）

よろしいですか。異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、よって商工費の説明が終了するまで時間延長することに決定しました。

引き続き説明をお願いします。

観光経済課長　150ページ、151ページ、委託料のうち、看板商品創出事業推進委託につきましては、西平畑公園の観光資源と地理的優位性を生かし、公園の通年利用に活性化を図るため、コロナ禍において需要が拡大しているキャンプを新たな稼げるコンテンツとして検証し、プランの造成、販売等を含め、実証事業を展開したものでございます。（「もう少し簡単でいいですよ。」の声あり）歳出のうち、552万円につきましては、歳入として補助金、看板商品創出事業補助金を充てて実施したものでございます。

同じページ、151ページ上段、使用料及び賃借料につきましては、借地用地借地料が主なものでございます。地権者３名から借地をしております。なお、子どもの館、自然館につきましては、コロナ禍や開館日が土曜日１日と減少した中での運営でございました。

続きまして、同じページ最下段、0104、子どもの館管理運営費でございます。人件費を除く子どもの館を運営するために各種経費については、昨年度と比較して微減しております。なお、年間で講座や教室等の事業を58回開催しております。

次のページ、152、153ページをお願いします。中段の0105、自然館管理運営費につきましては、人件費を除く自然館運営費と比較しまして、微増しております。昨年から微増しております。なお、年間で講座や教室等の事業を19回開催しております。

次のページ、154、155ページをお願いします。上段の0201、児童遊園地管理経費につきましては、８か所の児童遊園地に関わる維持管理経費でございます。主なものは、遊具の保守点検等でございます。説明は以上になります。

議　　　　長　お諮りします。細部説明の途中ですが、本日の会議はこれで延会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数 ）

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定しました。

今後の日程についてお知らせします。明日８月23日は午前９時から本会議を開催し、引き続き一般会計歳入歳出決算の細部説明を行います。定刻までに御参集ください。本日は御苦労さまでした。（17時02分）